

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成25年4月1日
(第27期) 至 平成26年3月31日

日本アジアグループ株式会社

(E05430)

目 次

	頁
第27期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	7
5 【従業員の状況】	11
第2 【事業の状況】	12
1 【業績等の概要】	12
2 【受注及び販売の状況】	15
3 【対処すべき課題】	16
4 【事業等のリスク】	17
5 【経営上の重要な契約等】	20
6 【研究開発活動】	21
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	24
第3 【設備の状況】	26
1 【設備投資等の概要】	26
2 【主要な設備の状況】	27
3 【設備の新設、除却等の計画】	28
第4 【提出会社の状況】	29
1 【株式等の状況】	29
2 【自己株式の取得等の状況】	62
3 【配当政策】	63
4 【株価の推移】	63
5 【役員の状況】	64
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	67
第5 【経理の状況】	77
1 【連結財務諸表等】	78
2 【財務諸表等】	131
第6 【提出会社の株式事務の概要】	143
第7 【提出会社の参考情報】	144
1 【提出会社の親会社等の情報】	144
2 【その他の参考情報】	144
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	145

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年6月26日

【事業年度】 第27期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

【会社名】 日本アジアグループ株式会社

【英訳名】 Japan Asia Group Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 山下 哲 生

【本店の所在の場所】 東京都千代田区六番町2番地

【電話番号】 03(4476)8000(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 渡 邊 和 伸

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区六番町2番地

【電話番号】 03(4476)8000(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 渡 邊 和 伸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	平成21年4月	平成22年4月	平成23年4月	平成24年4月	平成25年3月	平成26年3月
売上高 (千円)	39,200,004	82,782,494	57,727,475	60,919,774	64,384,943	74,346,574
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	705,683	△2,864,896	△2,094,846	△2,527,894	673,714	3,777,381
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△1,513,526	3,404,591	△4,135,047	2,507,517	1,038,271	2,507,316
包括利益 (千円)	—	—	△4,900,147	1,208,875	1,469,425	2,324,284
純資産額 (千円)	26,061,143	31,498,732	26,180,153	17,903,737	19,363,848	22,496,445
総資産額 (千円)	101,502,459	99,107,669	89,106,283	83,344,759	96,853,905	108,763,542
1株当たり純資産額 (円)	6,610.72	10,240.73	8,226.49	7,045.08	744.59	823.96
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり 当期純損失金額(△) (円)	△958.46	2,023.46	△2,459.34	1,549.81	40.61	96.52
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	96.06
自己資本比率 (%)	10.8	17.4	14.8	21.1	19.9	19.8
自己資本利益率 (%)	△12.2	24.1	△27.1	16.3	5.6	12.3
株価収益率 (倍)	—	4.9	—	1.9	8.3	5.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△10,471,961	△149,456	△5,833,850	△4,202,280	△996,066	△903,852
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△2,762,512	△17,778	△4,397,008	2,537,207	1,287,862	△3,940,313
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	6,143,102	4,833,847	3,772,086	3,263,689	4,968,210	3,447,669
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	13,910,202	18,280,110	12,680,999	14,184,479	19,570,391	18,397,352
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	2,844 (521)	2,648 (333)	2,709 (449)	2,754 (766)	2,895 (1,128)	2,947 (1,076)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、第22期、第23期、第24期、第25期及び第26期については潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

3 第22期において、当社は平成21年2月20日付で旧日本アジアグループ株式会社及び旧株式会社モスインスティテュートと三社合併を行いました。当該合併は「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号(最終改正平成20年12月26日 企業会計基準委員会))上は逆取得に該当することになるため、旧日本アジアグループ株式会社が取得企業とみなされ、当社の連結財務諸表は旧日本アジアグループ株式会社の連結財務諸表が基準となります。

4 第22期及び第24期については当期純損失を計上しているため、株価収益率は記載しておりません。

5 第22期は、決算期変更により平成20年11月1日から平成21年4月30日までの6ヶ月間となっております。

6 第26期は、決算期変更により平成24年5月1日から平成25年3月31日までの11ヶ月間となっております。

7 当社は平成25年10月1日を効力発生日として1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第26期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	平成21年4月	平成22年4月	平成23年4月	平成24年4月	平成25年3月	平成26年3月
売上高 (千円)	140,588	654,560	864,000	864,000	1,568,656	2,269,418
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	△166,710	△481,189	△1,204,584	△1,180,089	△868,533	128,204
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△968,452	△4,185,041	△1,171,313	△11,734,905	△911,794	119,109
資本金 (千円)	600,350	3,800,000	3,800,000	3,800,000	3,800,000	3,892,792
発行済株式総数 (株)	1,696,337	1,696,337	1,696,337	2,713,838	2,713,838	27,380,880
純資産額 (千円)	16,797,385	12,227,549	11,051,364	2,061,939	1,155,399	1,489,330
総資産額 (千円)	19,970,277	24,280,479	24,402,855	18,051,779	18,421,766	19,241,270
1株当たり純資産額 (円)	9,902.15	7,214.61	6,520.76	759.79	42.57	53.14
1株当たり配当額 (うち、1株当たり 中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額(△) (円)	△1,340.50	△2,468.70	△691.12	△6,599.39	△33.60	4.38
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	4.36
自己資本比率 (%)	84.1	50.4	45.3	11.4	6.3	7.6
自己資本利益率 (%)	△10.8	△28.8	△10.1	△179.0	△56.7	9.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	119.4
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	13	13	16	18	37	26

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、第22期、第23期、第24期、第25期及び第26期については潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
- 3 従業員数は、就業人員数を表示しております。
- 4 第22期、第23期、第24期、第25期及び第26期は当期純損失を計上しているため、株価収益率及び配当性向は記載しておりません。
- 5 第22期は、決算期変更により平成20年11月1日から平成21年4月30日までの6ヶ月間となっております。
- 6 第26期は、決算期変更により平成24年5月1日から平成25年3月31日までの11ヶ月間となっております。
- 7 当社は平成25年10月1日を効力発生日として1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第26期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。

2 【沿革】

当社は、昭和63年東京都豊島区池袋において、不動産の売買・仲介を目的とする会社として、現在の日本アジアグループ株式会社の前身である株式会社日星地所を創業いたしました。

平成10年には「株式会社ジー・エフ」に商号変更し、その後、平成20年6月2日に大酒販株式会社を株式交換により完全子会社化すると同時に、テレマーケティングを中心とする全ての事業を新設分割により設立した株式会社ジー・エフに承継し、持株会社化を図るとともに、商号を「株式会社ジー・エフグループ」に変更いたしました。

平成21年2月20日には、当社を存続会社とし、旧日本アジアグループ株式会社及び旧株式会社モスインスティテュートを消滅会社とする吸収合併を行い、商号を「日本アジアグループ株式会社」に変更いたしました。

設立以後の経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
昭和63年3月	東京都豊島区池袋に不動産売買・仲介を目的として株式会社日星地所(資本金6百万円)を設立
平成元年3月	商号を株式会社ジー・イー・ニッセイに変更
平成3年4月	本店所在地を東京都北区西ヶ原に移転、商号を株式会社ジー・エフ・シーに変更し、全自動テレマーケティングシステムの開発・販売事業を開始
平成5年8月	本店所在地を東京都文京区小日向に移転
平成7年8月	本店所在地を東京都文京区大塚に移転
平成10年3月	商号を株式会社ジー・エフに変更
平成16年10月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成20年2月	日本アジアホールディングズ株式会社を引受先とする第三者割当増資を行い、資本金600百万円となる
平成20年6月	会社分割によりテレマーケティング事業を新設分割設立会社である株式会社ジー・エフ(平成22年4月に株式会社ジー・エフマネジメントへ商号変更し、平成23年6月に日本アジアホールディングズ株式会社との吸収合併により消滅)に承継し、純粋持株会社化するとともに、株式会社ジー・エフグループに商号変更
平成20年11月	株式交換により大酒販株式会社を完全子会社化
平成20年11月	旧日本アジアグループ株式会社及び旧株式会社モスインスティテュートとの合併契約(効力発生日:平成21年2月20日)を締結
平成21年2月	旧日本アジアグループ株式会社及び旧株式会社モスインスティテュートと合併し、商号を日本アジアグループ株式会社と変更し、本社を東京都千代田区に移転
平成21年8月	資本準備金の額の減少を行い、その全額を資本金に組入れ、資本金3,800百万円となる
平成22年3月	金融サービス事業を傘下に置く統括する日本アジアホールディングズ株式会社と技術サービス事業を傘下に置く国際航業ホールディングス株式会社という2中間持株会社体制に移行
平成22年5月	金融サービス事業の中間持株会社である日本アジアホールディングズ株式会社は、香港の証券会社である Japan Asia Securities Limited 及び他2社の全株式を取得し子会社化
平成24年1月	当社を完全親会社、国際航業ホールディングス株式会社を完全子会社とする株式交換契約を締結
平成24年4月	当社を完全親会社とする株式交換により、国際航業ホールディングス株式会社を完全子会社とする
平成24年10月	本店所在地を東京都千代田区六番町に移転

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（日本アジアグループ株式会社）、連結子会社79社及び持分法適用関連会社1社により構成され、空間情報コンサルティング事業、グリーンプロパティ事業、グリーンエネルギー事業及びファイナンスサービス事業を展開しております。

これまで当社グループは当社がグループ全体の統括を、当社子会社の日本アジアホールディングズ株式会社が中間持株会社として金融サービス事業を統括し、同じく子会社の国際航業ホールディングス株式会社が中間持株会社として技術サービス事業を統括する体制でございましたが、平成24年4月1日を効力発生日として、国際航業ホールディングス株式会社を株式交換完全子会社とするグループ内組織再編を行い、持株会社機能を当社に集約し、当社がグループの全ての事業を統括する体制に変更しております。

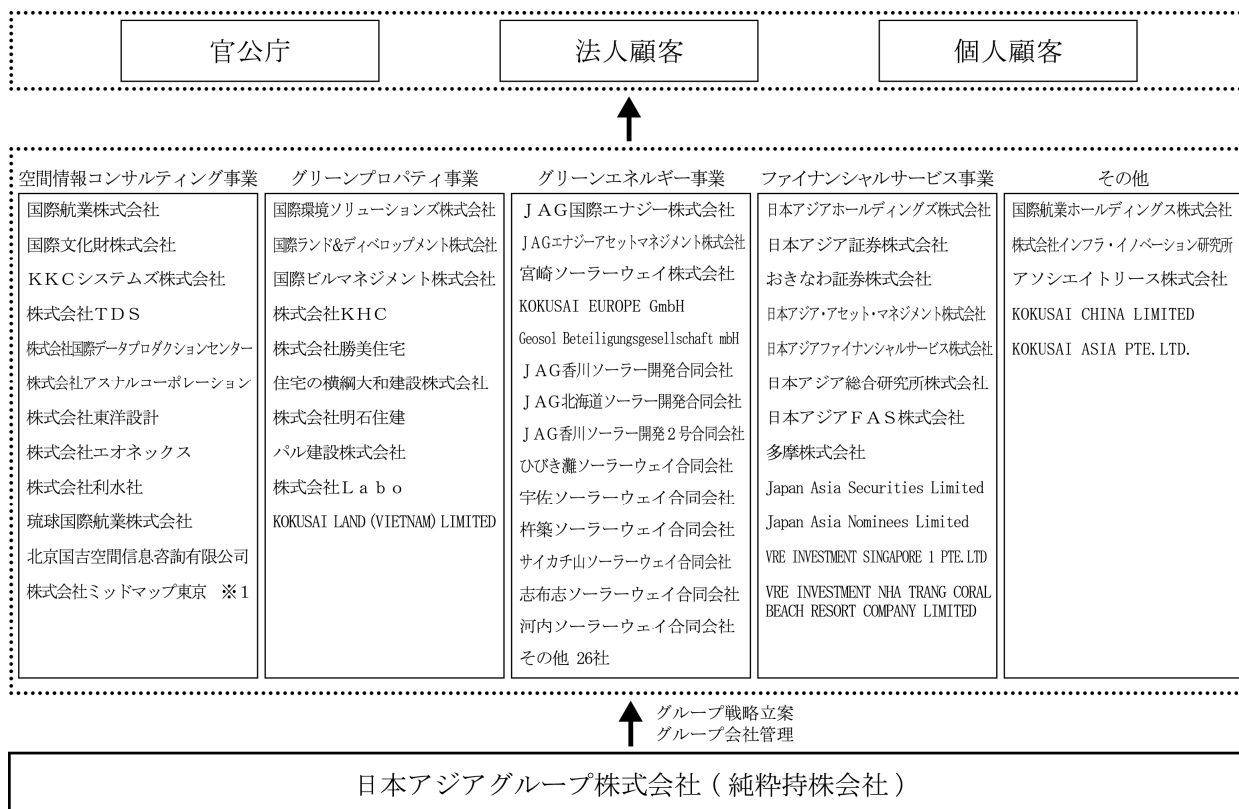
なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

当社グループの事業の内容は、以下のとおりであります。

なお、次の4事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

区分	内容
空間情報コンサルティング事業	空間情報を活用した環境・資源・エネルギー、防災・減災、行政支援、社会インフラ、都市空間データ基盤に関する総合コンサルティングおよびアセットマネジメント業務
グリーンプロパティ事業	不動産賃貸、アセットマネジメント、プロパティマネジメント、土壌・地下水の保全に関するコンサルティング、戸建住宅販売、太陽光発電施設の設計施工等
グリーンエネルギー事業	太陽光等発電所開発、売電事業
ファイナンスサービス事業	証券業、投資信託・投資顧問業、その他金融サービス
その他	環境エネルギーに関する調査・コンサルティング、保険代理店業等

事業の系統図は、以下のとおりであります。



(注) 無印 連結子会社
 ※1 関連会社で持分法適用会社

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 国際航業株式会社(注) 2、4	東京都千代田区	16,729 (百万円)	空間情報コンサルティング事業	100.00 (100.00)	役員の兼任、経営指導料の受取、債務保証
国際文化財株式会社	東京都千代田区	100 (百万円)	同上	100.00 (100.00)	該当なし
K K C システムズ株式会社	東京都府中市	35 (百万円)	同上	100.00 (100.00)	該当なし
株式会社 T D S	東京都府中市	100 (百万円)	同上	100.00 (100.00)	該当なし
株式会社国際データプロダクションセンター	東京都府中市	50 (百万円)	同上	100.00 (100.00)	該当なし
株式会社アスナルコーポレーション(注) 2	石川県金沢市	50 (百万円)	同上	97.00 (97.00)	該当なし
株式会社東洋設計	石川県金沢市	100 (百万円)	同上	100.00 (100.00)	該当なし
株式会社エオネックス	石川県金沢市	33 (百万円)	同上	100.00 (100.00)	該当なし
株式会社利水社	石川県金沢市	10 (百万円)	同上	100.00 (100.00)	該当なし
琉球国際航業株式会社	沖縄県那覇市	10 (百万円)	同上	100.00 (100.00)	該当なし
北京国吉空間信息咨询有限公司	北京(中国)	70 (百万円)	同上	100.00 (100.00)	該当なし
国際環境ソリューションズ株式会社	東京都千代田区	100 (百万円)	グリーンプロパティ事業	100.00 (100.00)	役員の兼任、経営指導料の受取
国際ランド&ディベロップメント株式会社(注) 2	東京都千代田区	100 (百万円)	同上	100.00 (100.00)	役員の兼任、経営指導料の受取
国際ビルマネジメント株式会社	東京都千代田区	12 (百万円)	同上	100.00 (100.00)	該当なし
株式会社 K H C (注) 2、5	兵庫県明石市	373 (百万円)	同上	98.98 (98.98)	経営指導料の受取
株式会社勝美住宅	兵庫県明石市	15 (百万円)	同上	100.00 (100.00)	該当なし
住宅の横綱大和建設株式会社	兵庫県明石市	15 (百万円)	同上	100.00 (100.00)	該当なし
株式会社明石住建	兵庫県明石市	15 (百万円)	同上	100.00 (100.00)	該当なし
パル建設株式会社	兵庫県明石市	15 (百万円)	同上	100.00 (100.00)	該当なし
株式会社 L a b o	兵庫県明石市	20 (百万円)	同上	100.00 (100.00)	該当なし
KOKUSAI LAND (VIETNAM) LIMITED(注) 7	ホーチミン(ベトナム)	2,751,552 (千VND)	同上	100.00 (100.00)	該当なし

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) J A G 国際エネルギー株式会社	東京都千代田区	235 (百万円)	グリーンエネルギー事業	100.00	役員の兼任、資金の貸付
J A G エナジーアセットマネジメント株式会社	東京都千代田区	50 (百万円)	同上	100.00 (100.00)	役員の兼任
J A G ソーラーウェイ 1 投資事業有限責任組合(注) 2、7、13	東京都千代田区	1,300 (百万円)	同上	38.46 (38.46)	該当なし
宮崎ソーラーウェイ株式会社	宮崎県宮崎市	100 (百万円)	同上	100.00 (100.00)	役員の兼任
KOKUSAI EUROPE GmbH	ベルリン(ドイツ)	2,250 (千EUR)	同上	100.00 (100.00)	該当なし
Geosol Beteiligungsgesellschaft mbH	ベルリン(ドイツ)	1,000 (千EUR)	同上	100.00 (100.00)	該当なし
J A G 香川ソーラー開発合同会社	香川県高松市 他	0 (百万円)	同上	(注)12 ー	該当なし
J A G 北海道ソーラー開発合同会社	北海道札幌市 他	0 (百万円)	同上	(注)12 ー	該当なし
J A G 香川ソーラー開発 2 号合同会社	香川県高松市 他	0 (百万円)	同上	(注)12 ー	該当なし
ひびき灘ソーラーウェイ合同会社	福岡県北九州市	0 (百万円)	同上	(注)12 ー	該当なし
宇佐ソーラーウェイ合同会社	大分県宇佐市	0 (百万円)	同上	(注)12 ー	該当なし
杵築ソーラーウェイ合同会社	大分県杵築市	0 (百万円)	同上	(注)12 ー	該当なし
サイカチ山ソーラーウェイ合同会社	栃木県那珂川町	0 (百万円)	同上	(注)12 ー	該当なし
志布志ソーラーウェイ合同会社	鹿児島県志布志市	0 (百万円)	同上	(注)12 ー	該当なし
河内ソーラーウェイ合同会社	茨城県河内町	0 (百万円)	同上	(注)12 ー	該当なし
その他26社			同上		

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 日本アジアホールディングス株式会社 (注) 2	東京都千代田区	99 (百万円)	ファイナンシャルサービス事業	100.00	役員の兼任、従業員の出向派遣、資金の貸付、経営指導料の受取
日本アジア証券株式会社(注) 2、6	東京都中央区	4,100 (百万円)	同上	100.00 (100.00)	経営指導料の受取、業務の委託
おきなわ証券株式会社(注) 2	沖縄県那覇市	628 (百万円)	同上	97.97 (97.97)	経営指導料の受取
日本アジア・アセット・マネジメント株式会社(注) 2、11	東京都中央区	1,305 (百万円)	同上	100.00 (100.00)	経営指導料の受取
日本アジアファイナンシャルサービス株式会社	東京都中央区	70 (百万円)	同上	100.00 (100.00)	資金の貸付、経営指導料の受取
日本アジア総合研究所株式会社	東京都中央区	5 (百万円)	同上	100.00 (100.00)	該当なし
日本アジアFAS株式会社	東京都千代田区	77 (百万円)	同上	100.00 (100.00)	役員の兼任
多摩株式会社(注) 2	東京都青梅市	10 (百万円)	同上	100.00 (100.00)	該当なし
Japan Asia Securities Limited (注) 2	香港(中国)	7,467 (千USD)	同上	100.00 (100.00)	役員の兼任
Japan Asia Nominees Limited	香港(中国)	52 (千USD)	同上	100.00 (100.00)	該当なし
VRE INVESTMENT SINGAPORE 1 PTE. LTD (注) 2、8	シンガポール	7,930 (千SGD)	同上	100.00 (100.00)	該当なし
VRE INVESTMENT NHA TRANG CORAL BEACH RESORT COMPANY LIMITED(注) 8	ベトナム	56,376,600 (千VND)	同上	95.00 (95.00)	該当なし
株式会社インフラ・イノベーション研究所	東京都千代田区	10 (百万円)	その他	100.00 (100.00)	該当なし
アソシエイトリース株式会社(注) 2	東京都府中市	100 (百万円)	同上	100.00 (100.00)	経営指導料の受取
KOKUSAI CHAINA LIMITED	香港(中国)	8,000 (千HKD)	同上	100.00 (100.00)	該当なし
KOKUSAI ASIA PTE. LTD.	シンガポール	1,500 (千SGD)	同上	100.00 (100.00)	役員の兼任
国際航業ホールディングス株式会社 (注) 2	東京都千代田区	16,941 (百万円)	同上	100.00	役員の兼任、従業員の出向派遣、資金の借入、経営指導料の受取
(持分法適用関連会社) 株式会社ミッドマップ東京	東京都目黒区	15 (百万円)	空間情報コンサルティング事業	40.00 (40.00)	該当なし

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 特定子会社に該当しております。

3 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

4 国際航業株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	① 売上高	34,398,717千円
	② 経常利益	437,655千円
	③ 当期純利益	574,224千円
	④ 純資産額	29,181,298千円
	⑤ 総資産額	55,620,421千円

5 株式会社KHCについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	① 売上高	14,037,047千円
	② 経常利益	632,508千円
	③ 当期純利益	378,623千円
	④ 純資産額	6,369,991千円
	⑤ 総資産額	14,014,263千円

- 6 日本アジア証券株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
- | | | |
|----------|---------|--------------|
| 主要な損益情報等 | ① 売上高 | 10,261,844千円 |
| | ② 経常利益 | 3,187,621千円 |
| | ③ 当期純利益 | 2,772,410千円 |
| | ④ 純資産額 | 8,469,892千円 |
| | ⑤ 総資産額 | 21,305,356千円 |
- 7 KOKUSAI LAND (VIETNAM) LIMITEDは平成25年4月に、J A Gソーラーウェイ1投資事業有限責任組合は平成26年2月に新規設立しました。
- 8 VRE INVESTMENT SINGAPORE 1 PTE.LTD及びVRE INVESTMENT NHA TRANG CORAL BEACH RESORT COMPANY LIMITEDは平成25年12月の株式取得により連結子会社となっております。
- 9 Japan Asia Asset Management Limitedは平成26年2月の清算終了により連結の範囲から除外しております。
- 10 株式会社イメージワンは平成25年5月の株式売却により、アジア航測株式会社は平成25年12月の株式売却により持分法の適用範囲から除外しております。
- 11 日本アジア・アセット・マネジメント株式会社は、平成25年7月にユナイテッド投信投資顧問株式会社より商号変更しております。
- 12 持分はありませんが、実質的に支配しているため子会社としています。
- 13 持分は、100分の50以下であります。が、実質的に支配しているため子会社としています。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成26年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
空間情報コンサルティング事業	2,030	(941)
グリーンプロパティ事業	281	(63)
グリーンエネルギー事業	46	(6)
ファイナンシャルサービス事業	554	(57)
その他	10	(3)
全社(共通)	26	(6)
合計	2,947	(1,076)

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に平均人員を外数で記載しております。
 2 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない企画部門及び管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成26年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
26	43.2	12.1	7,701,265

セグメントの名称	従業員数(人)
全社(共通)	26
合計	26

- (注) 1 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。また、従業員数に使用者兼務取締役、臨時雇用者を含んでおりません。
 2 平均勤続年数の記載は、平成21年2月に実施した三社合併の被合併会社からの勤続期間及び出向受入者の勤続年数を通算して算出しております。
 3 平均年間給与は賞与及び基準外賃金を含んでおります。なお、兼務出向社員については当社の負担額により算出しております。
 4 前事業年度末に比べ従業員が11名減少しておりますが、主として組織再編による当社グループ内での異動によるものであります。

(3) 提出会社における労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 連結子会社における労働組合の状況

当社の連結子会社における主要な労働組合は以下のとおりであります。

労働組合の名称 国際航業労働組合

組合結成年月 昭和29年10月

組合員数 441名

組合の動向 労使関係は組合結成以来安定しており、労使間に特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社グループの当連結会計年度の業績の概要は次のとおりであります。

(1) 業績

当連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)におけるわが国経済は、円安の進展に伴い企業収益が改善しており、内需関連企業を中心とした設備投資も拡大傾向にあります。また、個人消費に回復の兆しが見えてきており、景況感の好転から雇用情勢の好転が見られるなど緩やかながら回復基調にあります。一方、米国経済は回復基調にあるものの、FRBによる量的緩和縮小開始に伴う不安定さがリスク要因となっており、また中国での経済成長鈍化懸念や、欧州における失業率の高止まり、ウクライナ問題など、海外においては不透明要因が残る状況となりました。

このような環境の中で、当社グループはグループ内組織再編を通じて、経営意思決定のスピード化、相互連携の強化による総合力の発揮および本社機能集約による業務効率化を具現化する体制を整え、①個別事業領域の強化、②新しいビジネスモデルの創造と成長戦略の実行、③徹底した構造改革と競争力を高める人材開発をグループ戦略に位置づけて、事業の拡大と収益性の向上に努めてまいりました。更にこの取組みを強化するため平成24年4月1日付にて当社は国際航空ホールディングス株式会社を完全子会社とする株式交換によるグループ内再編を行い、持株会社機能の集約による効率経営とグループの総合力を発揮するための体制整備を行いました。

これらの活動の結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高は前年同期比15.5%増の74,346百万円(前年同期の売上高64,384百万円)、営業利益は4,478百万円と前年同期比で2,981百万円の改善(前年同期の営業利益1,497百万円)となりました。

営業外損益においては、対ユーロにおける円安傾向が続いたことにより為替差益632百万円が発生したことが大きく寄与し、経常利益は3,777百万円と前年同期比で3,103百万円の改善(前年同期の経常利益673百万円)となりました。

特別損益では主に、投資有価証券売却益335百万円、関係会社株式売却益398百万円等733百万円を特別利益として計上する一方、関係会社株式売却損352百万円、投資有価証券評価損76百万円、金融商品取引責任準備金繰入れ14百万円等530百万円を特別損失として計上いたしました。また、少数株主損益調整前当期純利益は2,517百万円、少数株主利益は10百万円となりました。

当期純利益は、2,507百万円と前年同期比で1,469百万円の増加(前年同期は1,038百万円の利益)となりました。

各セグメントの業績は次のとおりであります。

<空間情報コンサルティング事業>

空間情報コンサルティング事業においては、国際航空株式会社を中心に空間情報を活用した「環境・エネルギー」「防災・減災」「アセットマネジメント」「行政マネジメント」に関する業務を、官民間問わず、国内外で展開しております。

当セグメントにおいては、平成25年度の国の公共事業関係費が2期連続で当初予算費比増額となっており、底堅い収益環境にありました。特に、公共インフラ(道路・橋梁等)の安全対策業務が増加しており、好調な受注を背景に堅調に推移しました。

このような活動の結果、受注高は前年同期比7.6%増の41,955百万円(前年同期の受注高38,986百万円)、売上高は前年同期比5.4%増の40,348百万円(前年同期の売上高38,264百万円)となりました。損益面ではセグメント利益が前年同期比66.6%増の1,171百万円(前年同期のセグメント利益703百万円)となりました。

<グリーンプロパティ事業>

グリーンプロパティ事業においては、国際ランド&ディベロップメント株式会社（以下、「国際ランド&ディベロップメント」）、国際環境ソリューションズ株式会社（以下、「国際環境ソリューションズ」）、株式会社KH C（以下、「KH C」）が、不動産賃貸、アセットマネジメント・プロパティマネジメント、開発事業ならびに土壌・地下水の保全に関するコンサルティングサービスや戸建住宅事業といった従来の不動産サービス事業に加えて、環境配慮型住宅の供給や太陽光発電施設の設計施工など省エネ・創エネに関するソリューションを提供しております。

KH Cの戸建住宅事業は消費税増税の経過措置を受けた好調な上期受注により、堅調に推移しました。国際環境ソリューションズは従来の土壌汚染対策業務に加え、震災復興関連業務を国際航業と連携して進めています。国際ランド&ディベロップメントは不動産賃貸での高稼働率を堅調に維持しながら、太陽光発電関連事業の受注活動を加速させました。

このような活動の結果、売上高は前年同期比20.9%増の21,269百万円（前年同期の売上高17,590百万円）となりました。損益面ではセグメント利益が前年同期比8.7%減の847百万円（前年同期のセグメント利益928百万円）となりました。

<グリーンエネルギー事業>

グリーンエネルギー事業においては、国内ではJ A G国際エナジー株式会社、欧州ではKOKUSAI EUROPE GmbH（ドイツ）を中心に事業を展開しております。

国内では、前年度に引き続き再生可能エネルギーの固定価格買取制度を背景に中長期的な収益が見込まれる太陽光発電所の積極的な案件開発に注力してまいりました。前期に稼働を開始した香川県坂出市（2.0MW）、北海道の星が浦（1.5MW）、音別（0.7MW）、中札内（1.5MW）の太陽光発電所が期初より収益寄与していることに加え、9月に福岡県北九州市（2.0MW）、11月には北海道の幕別（0.7MW）、本別（1.0MW）、大分県杵築市（2.0MW）、1月に大分県宇佐市（1.0MW）、栃木県那賀川町（1.8MW）、3月に香川県坂出市（新規に2.0MW）でも稼働を開始しました。また固定価格買取制度導入以前より稼働していた宮崎県都農町と群馬県館林市の発電所（計1.55MW）も前期より固定価格買取制度に基づく売電に移行したことが売電収入の増加要因となりました。さらに現在も引き続き新たな太陽光発電所建設に向けた取り組みを進めております。

欧州地域の事業は、事業環境の変化等を勘案して発電所運営管理と売電事業を中心として、事業のスリム化を図ってまいりました。

このような活動の結果、売上高は前年同期比89.5%増の1,326百万円（前年同期の売上高699百万円）となりました。損益面ではセグメント損失208百万円（前年同期343百万円の損失）となりました。

<ファイナンシャルサービス事業>

ファイナンシャルサービス事業においては、日本アジア証券株式会社（以下「日本アジア証券」）、おきなわ証券株式会社（以下「おきなわ証券」）の証券業並びに、日本アジア・アセット・マネジメント株式会社（7月13日付でユナイテッド投信投資顧問株式会社から商号変更）の投信委託・投資顧問業等を中心に展開しております。

当連結会計年度における株式市場は、アベノミクスによる景気回復期待や日銀による金融緩和、2020年の東京五輪開催決定等を好感し堅調な相場展開が続きましたが、年明け以降は米中経済への懸念やウクライナ問題に伴うリスクオフの動きから上値の重い展開となっております。日経平均株価は、期初の12,135円2銭から大納会には16,291円31銭と年初来高値を更新したものの、年明け以降は調整局面に入り、期末の終値は14,827円83銭となりました。また、円ドル相場は概ね90円台後半で推移しておりましたが、12月に米国での量的金融緩和縮小に伴って、一時105円前後まで円安が進展、年明け以降は100円台前半での推移となっております。

このような環境にあって当セグメントでは、日本株の取扱を引き続き拡大させてきました。それに加えて、日本アジア証券では以前から注力している米国、香港、インドネシア、ベトナム等の外国株式、外国債券、投資信託等の募集物の販売、おきなわ証券では投資信託を中心とした募集商品に加えて同社でも外国株式の取扱を拡大させ、証券業においては収益源の多様化と大幅な増収増益を両立させてまいりました。

日本アジア・アセット・マネジメント株式会社においては、注力ファンドを中心とした公募投信による運用資産の増加による収益の改善を目指しましたが、再建途上にあります。

このような活動の結果、売上高は前年同期比45.8%増の11,371百万円（前年同期の売上高7,801百万円）となりました。損益面ではセグメント利益が前年同期比3.9倍の3,107百万円（前年同期のセグメント利益785百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前期末に比べ1,173百万円減少し、18,397百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、903百万円のマイナス（前期は996百万円のマイナス）となりました。これは主に、資金の増加要因として税金等調整前当期純利益3,980百万円、資金の減少要因として売上債権の増加額1,678百万円、たな卸資産の増加額2,068百万円、証券業における信用取引資産及び証券業における信用取引負債の増加額1,236百万円などによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、3,940百万円のマイナス（前期は1,287百万円のプラス）となりました。これは主に、資金の増加要因として保有資産の効率化を目的とした投資有価証券の売却による収入1,450百万円及び関係会社株式の売却による収入2,002百万円、資金の減少要因として太陽光発電所の建設などによる有形固定資産の取得による支出5,386百万円、投資有価証券の取得による支出1,193百万円などによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、3,447百万円のプラス（前期は4,968百万円のプラス）となりました。これは主に太陽光発電所の開発資金を調達したことなどによる借入金及び社債の純収入額1,923百万円、少数株主からの払込みによる収入800百万円、セール・アンド・リースバックによる収入535百万円があったことなどによるものです。

2 【受注及び販売の状況】

(1) 受注実績

当連結会計年度の受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 3月 31日)		当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)		増減	
	受注高 (千円)	受注残高 (千円)	受注高 (千円)	受注残高 (千円)	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
空間情報コンサルティング事業	38,986,574	9,179,725	41,955,451	10,786,186	2,968,876	1,606,460
グリーンプロパティ事業	21,030,990	11,755,188	19,601,500	10,087,018	△1,429,490	△1,668,170

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3 グリーンエネルギー事業及びファイナンシャルサービス事業については、受注生産ではないため、「受注高」及び「受注残高」の記載を省略しております。

(2) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 3月 31日)		当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)		増減	
	売上高 (千円)	構成比 (%)	売上高 (千円)	構成比 (%)	売上高増減 (千円)	対前期増減率 (%)
空間情報コンサルティング事業	38,264,943	59.4	40,348,990	54.2	2,084,046	5.4
グリーンプロパティ事業	17,590,753	27.3	21,269,671	28.6	3,678,918	20.9
グリーンエネルギー事業	699,818	1.1	1,326,467	1.8	626,649	89.5
ファイナンシャルサービス事業	7,801,867	12.1	11,371,647	15.3	3,569,779	45.8
その他	27,560	0.1	29,798	0.1	2,237	8.1
合計	64,384,943	100.0	74,346,574	100.0	9,961,630	15.5

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社は、「空間情報コンサルティング事業」、「グリーンプロパティ事業」、「グリーンエネルギー事業」、「ファイナンシャルサービス事業」の4つの事業をコアとして独自の技術や培ったノウハウの強みとグループ力を活かし、グループの付加価値を最大限に高め、各事業会社の潜在力を顕在化し、収益力を向上し持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

(1) 経営・事業環境の変化に即した成長戦略の実行

グループ全社が自社の経営・事業環境の変化を捉え、顧客ニーズ・スピード感を持った適切な経営により成長の維持と事業構造改革を通じた収益性の向上を目指します。また、グループのリソース、経営資源を集中して、再生可能エネルギー事業への取組みをより一層強化してまいります。

(2) グループ経営効率の最適化の追求

グループコストを意識した連結経営を基本に、経営効率の良い最適なグループ組織の再編と機能の見直しを図り、グループ経営の効果を高めてまいります。

(3) 財務基盤の安定化ならびに収益力の拡大

グループ全社が売上高や収益を高めるとともに、コストの再見直しと効率化を徹底的に図り、グループ各事業会社の適正な利益の確保による黒字化により収益力の拡大を目指します。

株主資本の増強と資産の見直しによる有利子負債の削減により財務体質の強化を図り、成長分野に必要な資金調達の円滑な実施を通じて、グループ価値を高める経営を図ります。

(4) グローバルなグループ経営に向けた取組みの推進

グローバルな「グリーン・インフラ」事業強化による、真のグリーン・インフラ企業としての転換の実現を目指します。世界規模での事業や、資金調達を拡大するための組織、人材、グローバルプレーヤーとのネットワークの構築を図ります。

(5) グループブランド力の強化の推進

グループブランドイメージを重視した、タイムリーでメッセージ性の高い情報内容と情報発信の実現を図ります。グループ事業について情報発信ツールによる、継続的な露出を図り認知度を高め、ブランド力の強化を推進いたします。

上記の課題の達成により、さらなる発展のための事業基盤の確立と企業価値の向上を図る所存です。

4 【事業等のリスク】

当社グループの事業、業績は今後起こりうる様々な要因により影響を受ける可能性があります。経済環境・社会状況や当社グループの事業に関連するリスクにより、当社グループの業績及び財政状態に影響を受ける可能性があります。なお、ここに記載の項目は現状で認識しているものに限られており、全てのリスク要因が網羅されているわけではありません。

(1) 空間情報コンサルティング事業、グリーンプロパティ事業、グリーンエネルギー事業

当社グループの空間情報コンサルティング事業、グリーンプロパティ事業、グリーンエネルギー事業の主要企業については、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」をご覧ください。

① 官公庁への高い受注依存に関するリスク

主要顧客は、官公庁等であり、財政状態の悪化や、それに伴う予算規模の縮小等による発注減少並びに競争入札による受注状況により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 気象条件及び災害による生産活動の遅延リスク

空間情報コンサルティング事業におきましては、航空写真撮影を始めとした屋外での生産活動が大きな比重を占めているため、気象条件に左右されます。また、天災・火災等の災害に見舞われた場合には、生産活動に要する設備やデータの損傷や喪失により生産能力が大幅に低下する可能性があります。グリーンエネルギー事業におきましても、太陽光発電設備による発電量が気象条件に大きく左右されるほか、天災・火災等の災害に見舞われた場合には、設備の損傷により発電量が大幅に低下する可能性があります。これらの要因が当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 特定設備への依存及び計測技術革新に対応する投資負担リスク

空間情報コンサルティング事業におきましては、超高精度航空デジタルカメラやレーザー三次元計測システム等先端計測技術を用いて空間情報を取得していますが、これらは専用機器であり少数限定製造であることから、故障や破損の際には、復旧に相当な時間を要し生産能力の低下とともに受注機会損失の可能性があります。また、航空測量等の技術革新が顕著であり、技術基盤の優位性を確保するため、継続的に多額な先進的設備が要求され、負担増加の可能性があります。グリーンエネルギー事業におきましても、太陽光発電設備の故障や破損の際には、発電量の低下や補修費用が発生する可能性があります。これらの要因が当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 情報セキュリティに関するリスク

公共性の高い事業活動を行っており、個人情報等様々な機密情報を取り扱っていることから、情報等の保全活動を実施していますが、情報漏洩等リスクを完全に回避できる保証はなく、情報漏洩等が発生した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 経済状況及び不動産市況に関するリスク

不動産分野においては、景気動向、金利動向、新規供給物件動向、不動産販売価格動向、不動産税制等の影響を受けやすくなっております。グリーンエネルギー事業におきましても、発電施設の用地取得価格、調達金利、金融機関の貸出動向等において影響を受けます。これらの諸情勢に変化があった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 法的規制等に関するリスク

不動産業界は、「建築基準法」、「国土利用計画法」、「都市計画法」、「宅地建物取引業法」等、建築や不動産取引に係わる多数の法令及び各自治体で定められる建築に関する条例等の法的規制を受けております。将来におけるこれらの法的規制の改廃、大幅な変更、新法の制定等により、事業計画の見直しの必要が生じる場合やこれらの法的規制に定める事項に違反した場合等には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。グリーンエネルギー事業につきましても、再生可能エネルギーの固定価格買取制度等法制度に基づき事業展開を行っておりますが、買取価格の見直しや関連法制度変更により開発計画に大きく変更があった場合等には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 太陽光発電開発時期における収益リスク

太陽光発電施設の開発期間中は、開発コストの計上が行先する一方、売電収入が見込めず、大規模な発電施設開発に至っては発電施設稼働までに数年間を要することもあります。そのため、長期的には安定した収益への貢献が期待できるものの、当面は積極的な開発に伴う資金需要の拡大が予想されます。

(2) ファイナンシャルサービス事業

当社グループのファイナンシャルサービス事業は、日本アジア証券、おきなわ証券、Japan Asia Securities、日本アジア・アセット・マネジメント等で展開しております。

① 外部環境変化・収益変動リスク

ファイナンシャルサービス事業は、日本国内のみならず、世界各地の経済動向や市況・市場動向により、収益等が大幅に変動しやすい特性をもち、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 取引先等の信用力悪化によるリスク

取引先が決済を含む債務不履行に陥った場合、また当社グループが保有する有価証券の発行体の信用状況が著しく悪化した場合には、損害を被り、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ システム関係リスク及びオペレーショナル・リスク

業務遂行に際し、コンピュータ・システムの利用は不可欠なものとなっており、業務上使用するコンピュータ・システムや回線のダウン及び誤作動からの不正アクセス、災害や停電等が発生し障害発生することにより損害が発生する可能性があります。また、業務処理のプロセスが正常に機能しないとき、役職員の行動が不適切であるとき、または犯罪等の外部的事象の発生により、損害賠償や信用力の低下等を通じ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 情報セキュリティに関するリスク

顧客及び役職員の個人情報、経営・営業情報等機密情報の漏洩が生じた場合、当社グループに対する損害賠償や信用力の低下等を通じ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 規制等に関するリスク

その業務の種類に応じて業法による規制を受けております。主たる証券会社である日本アジア証券、おきなわ証券及び日本アジア・アセット・マネジメントなどが金融商品取引業者として金融商品取引法及び関連諸法令等の規制を受けるほか、各金融商品取引所、日本証券業協会等の規制を受けます。

(3) その他

① 事業再編等

当社グループは、今後もグループ企業内での事業再編やグループ企業が展開するコアビジネスとのシナジー効果が期待できる事業へのM&A（企業の合併や買収）を含む業容拡大を推進いたしますが、事前の十分な投資分析や精査等の実施にもかかわらず、これらの事業再編・業容拡大等がもたらす影響について、予め想定しなかった結果が生ずる可能性も否定できず、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 法的規制リスクについて

当社グループは、その事業・業務の種類に応じて法令・諸規則の規制を受けております。また、海外の子会社については、現地法上の規制を受けます。更に、将来において法的規制が強化されたり、現在予期しない法的規制等が設けられることがあります。

当社グループの事業は、これら関連法令・諸規則の定めに従って行わなければなりません。関連法令等を遵守できなかった場合、規制、命令により業務改善や業務停止の処分を受けるなど、事業活動が制限される可能性があります。

③ 重要な訴訟等について

当社グループは、国内海外事業に関連して、訴訟・紛争・その他の法的手続きの対象となる場合があります。これら法的なリスクについては、グループの各社が個別に管理しており、必要に応じて、当社取締役会等に報告される管理体制となっております。将来、重要な訴訟等が提起された場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

④ 減損会計の影響について

当社グループは、グループ企業の事業の拡大やシナジー効果が期待できる事業への投資及びM&Aは一つの効果的な選択肢であると認識しております。「のれん」は子会社化の際のデューディリジェンス（買収対象会社の精査）により見積られた時価と帳簿価額の差額に該当いたします。この「のれん」の償却期間については、相当な期間を設定しておりますが、予想外の業績悪化等が生じた場合、減損対象となり当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 金利上昇について

当社グループは、これまでグリーンエネルギーをはじめとする各事業の必要資金の多くを、社債や金融機関からの借入により調達しており、有利子負債は純資産に比して高い水準にあるため、固定金利による調達や有利子負債の抑制を行っていますが、市場金利が上昇した場合には、相対的に金利負担が重くなったり、資金調達の条件が悪化したりすることにより、当社グループの業績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 為替リスクについて

当社グループはファイナンシャルサービス事業において香港での証券業、グリーンエネルギー事業において欧州及び国内での太陽光発電事業を行っており、これらの事業は為替レートの変動により当社の経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 資金調達のための財務制限条項によるリスクについて

当社グループの借入金の一部は、機動的な資金調達と流動性補完を行うことを目的として金融機関との間でシンジケートローン契約を締結しておりますが、本契約には一定の財務制限条項が付されており、これらの条件に抵触した場合には、期限の利益を喪失し、一括返済を求められる等により、当社グループの財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。平成26年3月末現在において、当社グループは当該財務制限条項に抵触していません。

⑧ 新株予約権（及びストックオプション）の行使による希薄化にかかるリスク

当社はマッコーリー・バンク・リミテッドに対して新株予約権を第三者割当しており、また、取締役及び従業員に対するインセンティブ付与を目的としたストックオプション制度を採用しております。そのため、現在、これらの新株予約権の行使が行われた場合、保有株式の株式価値が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日における新株予約権による潜在株式数は5,449,500株であり、発行済み株式総数27,380,880株の19.9%に相当します。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループでは、空間情報コンサルティング事業において、国際航業㈱の技術開発センターと同社の各事業部門が連携して、新技術・新商品に関する研究開発活動を行っております。

その体制は、技術開発センターの各研究室が中心となって基礎研究を行い、応用技術の開発、新製品の開発及び既存商品の機能強化等については、個別の研究開発案件に基づきプロジェクトチームを編成し取り組んでおります。

当連結会計年度に支出した研究開発費は、基礎研究費、応用技術の開発、新製品の開発及び既存商品の機能強化等総額1億8千4百万円となっております。

主な研究開発活動の内容

コンピュータネットワーク社会における空間情報の利活用を大きなテーマとして研究開発活動を進めているほか、環境、防災、社会資本の整備・維持管理などに関わる個別テーマについての研究開発活動も進めております。

(1) 空間情報の利活用に関するもの

① 基礎研究

○地理情報の規格化に関する研究

地理情報の流通促進と利用拡大を目的に、ISO（国際標準化機構）による地理情報標準専門委員会（ISO/TC211）、JIS化推進委員会などに委員として参加し、地理情報規格化及びその応用に関する研究を行っております。研究成果は、事業部門が行う空間情報コンサルティング、新商品開発、さらには社内の技術者教育に役立てられております。また、平成25年度には研究担当者が、国土地理院長による「測量関連事業貢献者」表彰を受賞しました。

○空間情報デザインに関する研究

ユビキタス空間情報社会といわれる今日、ユニバーサルデザイン（健常者、障がい者の区別無く理解できるデザイン）やパーソナリゼーション（ユーザーの個性を尊重するデザイン）の視点が一層重要になっております。本研究では、複雑化する空間情報をよりシンプルに提供する仕組みを主な研究対象としております。また、屋内空間情報サービスの実現に向けて、屋内空間データの作成手法と可視光通信技術やIMES（インドアGPS）、Wi-Fi等を利用した測位技術および空間情報解析の基礎研究を推進しております。

○デジタルセンシング技術に関する研究

空間情報産業に展開する国際航業㈱のコアコンピタンスである、空間データ取得のためのデジタルセンシング技術の高度化に取り組んでおります。衛星、航空機、MMS（車両）、地上設置、船舶等の様々なプラットフォームに搭載されたレーダ、超多波長計測、ステレオ計測、波形記録型レーザスキャナ、音波計測などの各種最新センサによる、最先端の空間データ取得技術の基礎検討と最新機器導入を進めております。とくに、超小型衛星やUAV（小型無人飛行機）など、次世代プラットフォームの技術検討に、積極的に取り組んでおります。

○写真測量技術に関する研究

さまざまなセンサを用いたデジタルセンシングにより取得された空間データから、地形・地物の位置や属性などの空間情報を効率的に抽出する基礎技術の研究開発に取り組んでおります。写真測量技術をベースにした空間情報の抽出に関する研究開発では、とくに、異なる時期に取得された、あるいは異なるプラットフォームで取得された、画像データと点群データを統合的に処理することにより、効率的に高精度な空間情報を抽出する基礎技術の研究開発に重点を置いて技術開発を進めております。

② 応用技術開発

○リモートセンシング技術の開発

デジタルセンシングにより得られる空間データをソリューションサービスで活用するため、リモートセンシングを中核とした応用技術の高度化に取り組んでおります。空間データの高精解析による各応用分野に最適な地理空間情報の抽出、エンドユーザーに届ける付加価値ソリューションに至るまで、トータルかつ実用的な空間情報ハンドリング技術とその成果を活用した応用商品の創出に取り組んでおります。とくに、波形記録型レーザやレーダの利活用技術の開発に重点的に取り組み、複数の特許出願を行っております。また、超小型衛星など、次世代衛星リソースのモニタリング事業での利活用研究も行っております。

○3次元モデリング技術の開発

世界中の建設業界がBIM (Building Information Modeling) やCIM (Construction Information Modeling) を活用し始めています。当社はこれらを有効活用するため、さらには、これらの3次元モデルをグリーン・コミュニティを支えるインフラのコアとするために、精密3次元空間情報の低価格化を目指しております。その実現に向けて、センシングやモニタリング技術を最大限に活用し、高性能で低価格な地理空間情報を構築する生産技術の開発を行っています。具体的には、3次元モデリングツールの独自開発や、高度な画像認識技術を用いた空間情報の自動抽出技術の開発などを行っています。これらの技術を基盤として、BIM/CIMなどの3次元モデルを空間情報で繋げて、スマートシティの運営や、高度なアセットマネジメントに活用していただきたいと考えております。

(2) 環境に関するもの

① 基礎研究

○環境に関する先端計測技術の研究

平成23年3月の東北地方太平洋沖地震による東京電力福島第一発電所の事故がもたらした放射能汚染への対策業務への対応として、当社は同年秋、京都大学原子炉実験所が開発したGPS連動型放射線自動計測システムKURAMAを導入し、道路を中心に放射線計測を実施しております。また、平成25年9月に行った、原子力発電分野で幅広い技術を有する、環境・エネルギー分野のコンサルティング・エンジニアリング大手のAMEC社（本社英国）との業務提携により、さらに広範できめ細かな放射線計測にも挑戦し始めております。

② 応用技術開発

○地球温暖化防止のための森林調査技術開発

国連の気候変動枠組条約での対策検討が進み、その一つとして、REDD+など途上国における森林保全の取り組みも進展している中、森林の経年変化や二酸化炭素吸収能力を定量的に評価する技術の確立が、国内外を問わず注目されております。グリーン・コミュニティ創出に取り組む国際航業㈱では、そのための有効な手法である、航空機搭載型レーザスキャナやレーダセンサによる樹木成長量や材積の把握、航空機搭載型超多波長センサを用いた樹種分類、国レベルの広域森林情報整備に必要となる大量の衛星データの高速処理技術などについて研究開発を行い、急速に進展するREDD+事業の業績拡大等に大きく寄与しております。また、REDD+に関しては、開発成果や事業への適用例をとりまとめ、この分野で本邦初の書籍「概説REDD+」をアスキー・メディアワークスより出版し、弊社主催で「REDD+と民間セクターの可能性」と題したセミナーを開催し多数のご参加を頂くなど、好評を博しております。

(3) 防災（安全・安心な社会）及び社会資本の整備・維持管理に関するもの

① 基礎研究

○斜面災害に関する解析技術の開発

斜面防災関連技術の基礎研究として、昨年度に引き続き、航空機搭載型等のレーザスキャナ計測による地形モデル構築手法のさらなる高精度化を図り、これまでにない忠実度をもつ細密地形モデルと、3D-GIV（地表面変動解析システム）、ELSAMAP（カラー標高傾斜図）作成システムなどの最先端特許技術の改良を進めております。また、道路・鉄道路線等における斜面災害軽減のため、先端的計測技術を用いた調査および危険度評価方法の確立に向けた検討を進めております。

○地震・津波防災に関する解析技術の開発

航空機搭載型レーザスキャナデータによる地形解析および数値シミュレーション技術などの最先端技術と、地形判読技術などの既存技術の融合によって、洪水ハザードマップ作成や道路・鉄道等の斜面防災、地震・津波・火山防災、環境調査などにおける高度な解析を行うための実用的なシステムの開発を、基礎技術研究の側面から支援しております。また、海洋レーダ観測技術と津波シミュレーション技術の融合による沿岸防災システムの構築に向けた研究を進めております。

② 応用技術開発

○斜面災害に関する応用技術の開発

先端的な地盤変動抽出手法である3D-GIVを、東北・四国地方の砂防事業に適用し、技術的信頼性を実証することができております。また、平成25年10月の伊豆大島豪雨災害に際しては、航空写真撮影・航空機搭載型レーザスキャナの地形計測等による迅速な状況把握に取り組み、関係機関へのリアルタイムな情報提供に寄与しております。

○GPSを用いた新しい防災モニタリング事業の開拓

国際航業㈱の独自のGPSを用いた地盤変位モニタリング事業（shamen-net事業）は、今日オンリーワンの技術として高く評価され、土木工事現場や災害現場の監視システムとして利用されております。しかし衛星測位もGPSのみに頼る時代から、準天頂衛星などのGPS以外の衛星を相互利用する時代（GNSS時代）に移行しようとしている中で、更にshamen-netの技術を発展させ、また普及させるために、shamen-net事業を発展させた新しい防災モニタリング事業の開拓に取り組んでおります。

○アセットマネジメントのための技術開発

社会資本施設の老朽化が進み構造物維持管理への要請が益々高まる中、特色ある診断・管理技術の開発・高度化の研究に取り組んでおります。具体的には、MMS（Mobile Measurement System）に搭載されたレーザ・画像センサによる道路・河川構造物の点検技術や、非破壊検査技術として赤外線画像法によるコンクリート構造物・路面などの剥離診断に取り組み、アセットマネジメント事業の開拓と拡大に活用しております。また、これらの技術の適用分野拡大への試験研究や手法改良、新たな計測技術や情報管理の仕組み等の開拓に取り組んでおります。

(4) 環境エネルギーに関するもの（応用技術開発）

○再生可能エネルギーの導入に関わる空間情報解析技術の開発

固定価格買取制度が開始されたことに伴い、再生可能エネルギーの大幅な導入拡大が見込まれる中、導入支援、大量導入時の電力需給の安定化、さらには施設の維持管理に関する情報提供が求められております。その中で、当社は、航空写真やレーザ点群データから自動的に抽出した建物等、各種の3次元地理空間情報と気象情報から太陽光発電量を推定しGIS上に展開する技術の開発を実施してきております。その技術を活用し、平成26年3月、公益財団法人東京都環境公社に対して、全国初の試みとなる、住民が自宅の屋根の太陽光発電への適合度を確認できる「東京ソーラー屋根台帳」を納入しております。

(5) その他

空間情報コンサルティング事業全般に関わる技術の向上や交流を主な目的として、①技術シンポジウムの開催、②国の関連研究機関などへの研修派遣、③学識経験者などを講師とする専門分野の研究会活動や海外でのワークショップなどを、国際航業㈱の技術開発センターが中心となって継続的に実施しております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 当連結会計年度の経営成績の分析

経営成績の分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1)業績」に記載のとおりであります。

(2) 当連結会計年度末の財政状態の分析

① 流動資産について

流動資産については、76,672百万円と前期末比7,085百万円の増加となりました。これは主に、受取手形及び売掛金が2,021百万円増加、販売用不動産が1,530百万円増加、及び証券業における信用取引資産が1,708百万円増加したことなどによるものです。

② 固定資産について

固定資産については、31,841百万円と前期末比4,638百万円の増加となりました。これは主に、太陽光発電所の建設などにより有形固定資産が7,016百万円増加した一方で、ソフトウェアの減価償却などにより無形固定資産が349百万円減少したこと、及び関係会社株式の売却による投資有価証券の減少1,235百万円などにより投資その他の資産が2,027百万円減少したことなどによるものです。

③ 繰延資産について

繰延資産については、太陽光発電所の開発に係る繰延資産249百万円を計上し前期末比185百万円の増加となりました。

④ 負債について

負債総額は86,267百万円となり前期末比8,777百万円増加しました。これは主に太陽光発電所の開発資金を調達したことなどにより有利子負債が1,977百万円増加及びリース債務が1,245百万円増加、太陽光発電所の工事代金などによる未払金が756百万円増加したことなどによるものです。

⑤ 純資産について

純資産合計は当期純利益により利益剰余金が2,507百万円増加したことなどにより前期比3,132百万円増加の22,496百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当社グループは、事業活動のための適切な資金確保、流動性の維持並びに健全な財政状況を目指し、安定的な営業キャッシュ・フローの創出、幅広い資金調達手段の確保に努めております。

また、当社グループの成長を維持するために将来必要な運転資金及び設備投資、投融資資金については、運転資金は原則として金融機関からの短期借入金による調達を行っており、設備資金につきましては案件ごとに手元資金で賄えるか不足するかについての検討を行い、不足が生じる場合は金融機関からの長期借入金等による調達を行っております。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、903百万円のマイナス（前期は996百万円のマイナス）となりました。これは主に、資金の増加要因として税金等調整前当期純利益3,980百万円、資金の減少要因として売上債権の増加額1,678百万円、たな卸資産の増加額2,068百万円、証券業における信用取引資産及び証券業における信用取引負債の増加額1,236百万円などによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、3,940百万円のマイナス（前期は1,287百万円のプラス）となりました。これは主に、資金の増加要因として保有資産の効率化を目的とした投資有価証券の売却による収入1,450百万円及び関係会社株式の売却による収入2,002百万円、資金の減少要因として太陽光発電所の建設などによる有形固定資産の取得による支出5,386百万円、投資有価証券の取得による支出1,193百万円などによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、3,447百万円のプラス（前期は4,968百万円のプラス）となりました。これは主に太陽光発電所の開発資金を調達したことなどによる借入金及び社債の純収入額1,923百万円、少数株主からの払込みによる収入800百万円、セール・アンド・リースバックによる収入535百万円があったことなどによるものです。

この結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前期末に比べ1,173百万円減少し、18,397百万円となりました。

今後も、利益水準やキャッシュ・フローの動向等を考慮し、適切な利益配分や設備投資を行っていく予定であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度は、7,866百万円の設備投資を実施しました。その主なものは、グリーンエネルギー事業における太陽光発電施設の開発、空間情報コンサルティング事業における生産効率化を目的としたソフトウェア開発等であり
ます。

各セグメントごとの内訳

セグメントの名称	設備投資額(千円)
空間情報コンサルティング事業	262,410
グリーンプロパティ事業	447,548
グリーンエネルギー事業	7,104,116
ファイナンスサービス事業	51,988
その他	0
調整額	—
合計	7,866,064

(注) 設備投資額には、有形固定資産のほか、のれんを除く無形固定資産への投資を含んでおります。

また、当連結会計年度において、27,875千円の減損損失を計上しております。減損損失の内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結損益計算書関係) ※6. 減損損失 及び (セグメント情報等) [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]」に記載のとおりであります。

2 【主要な設備の状況】

平成26年3月31日現在における当社グループの主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成26年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)	帳簿価額(千円)			従業員数 (人)
				建物 及び構築物	その他	合計	
本社 (東京都千代田区)	全社	事務所	40,434	4,621	2,332	6,954	26 (6)

(2) 国内子会社

平成26年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	年間 賃借料 (千円)	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
					建物及び 構築物	土地	(土地 面積(m ²))	その他	合計	
国際航業(株)	本社(東京都千代田区)(注)3	空間情報コンサルティング	事務所等	104,655	0	—	—	1,045	1,045	155 (51)
	東京事業所(東京都府中市)(注)3	空間情報コンサルティング	事務所等	330,045	21,043	—	—	1,346,492	1,367,536	564 (164)
	関西事業所(兵庫県尼崎市)	空間情報コンサルティング	事務所等	—	223,150	473,461	(3,802.68)	15,258	711,869	249 (84)
	大阪支店他(大阪市中央区他)(注)3	空間情報コンサルティング	事務所等	334,664	60,827	15,482	(198.49)	181,759	258,068	547 (284)
	橋本ソーラーウェイ他(和歌山県橋本市他)	空間情報コンサルティング	太陽光発電施設	—	—	—	—	86,140	86,140	—
(株)アスナルコーポレーション及び同社子会社	本社 他(石川県金沢市 他)	空間情報コンサルティング	事務所等	49,247	262,100	504,341	(12,126.23)	143,244	909,685	327 (134)
国際ランド&ディベロップメント(株)	本社(東京都千代田区)(注)3	グリーンプロパティ	事務所等	24,673	1,026	—	—	505	1,532	50 (22)
	平河町Kビル(東京都千代田区)(注)4	グリーンプロパティ	賃貸用ビル	—	246,329	600,045	(275.25)	—	846,374	—
	五番町KUビル(東京都千代田区)(注)4	グリーンプロパティ	賃貸用ビル	—	343,342	586,201	(354.21)	—	929,543	—
	五番町Kビル(東京都千代田区)(注)4	グリーンプロパティ	賃貸用ビル	—	75,006	493,000	(380.68)	76	568,082	—
	五反田KYビル(東京都品川区)(注)4	グリーンプロパティ	賃貸用ビル	—	289,729	931,079	(418.84)	229	1,221,039	—
	六本木セブンビル(東京都港区)(注)4	グリーンプロパティ	賃貸用ビル	14,832	170,906	—	—	—	170,906	—
	仙台東Kビル(仙台市宮城野区)(注)4	グリーンプロパティ	賃貸用ビル	—	156,752	413,000	(3,472.52)	—	569,752	—
	小石川 他(東京都文京区 他)(注)4	グリーンプロパティ	賃貸用ビル等	1,094	6,157	523,469	(2,982.40)	438	530,065	—
	杉戸ソーラーウェイ 他(埼玉県杉戸町 他)	グリーンプロパティ	太陽光発電施設	—	14,015	—	—	257,791	271,807	—
(株)KHC及び同社子会社	本社 他(兵庫県明石市 他)	グリーンプロパティ	事務所等	125,644	1,094,790	764,709	(4,602.14)	53,941	1,913,440	164 (24)
宮崎ソーラーウェイ(株)	本社 他(宮崎県宮崎市)	グリーンエネルギー	太陽光発電施設	—	—	—	—	240,781	240,781	—
JAG香川ソーラー開発(合)	本社 他(香川県高松市 他)	グリーンエネルギー	太陽光発電施設	8,314	11,650	—	—	516,146	527,797	—
JAG北海道ソーラー開発(合)	本社 他(北海道札幌市 他)	グリーンエネルギー	太陽光発電施設	10,780	59,501	—	—	1,606,090	1,665,591	—

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	年間 賃借料 (千円)	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
					建物及び 構築物	土地	(土地 面積(m ²))	その他	合計	
JAG香川ソーラー開発2号(合)	本社 他(香川県高松市 他)	グリーンエネルギー	太陽光発電施設	11,677	1,342	—	—	678,223	679,565	—
ひびき灘ソーラーウェイ(合)	本社 他(福岡県北九州市 他)	グリーンエネルギー	太陽光発電施設	5,380	—	—	—	571,385	571,385	—
宇佐ソーラーウェイ(合)	本社 他(大分県宇佐市 他)	グリーンエネルギー	太陽光発電施設	1,886	10,249	—	—	287,841	298,091	—
杵築ソーラーウェイ(合)	本社 他(大分県杵築市 他)	グリーンエネルギー	太陽光発電施設	2,858	15,573	—	—	661,801	677,374	—
サイカチ山ソーラーウェイ(合)	本社 他(栃木県那珂川町 他)	グリーンエネルギー	太陽光発電施設	2,428	16,882	—	—	533,591	550,473	—
志布志ソーラーウェイ(合)	本社 他(鹿児島県志布志市 他)	グリーンエネルギー	太陽光発電施設	2,524	12,580	—	—	356,156	368,737	—
河内ソーラーウェイ(合)	本社 他(茨城県河内町 他)	グリーンエネルギー	太陽光発電施設	—	22,655	112,889	(47,766.71)	1,005,949	1,141,493	—
日本アジア証券(株)	本社 他(東京都中央区 他)	ファイナンシャルサービス	事務所	364,390	77,644	—	(309.82)	44,287	155,322	405 (49)
おきなわ証券(株)	本社 他(沖縄県那覇市 他)	ファイナンシャルサービス	事務所	44,242	8,737	136	(43.00)	6,988	15,862	97 (6)

(3) 在外子会社

平成26年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	年間 賃借料 (千円)	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
					建物及び 構築物	土地	(土地 面積(m ²))	その他	合計	
KOKUSAI EUROPE GmbH及び同子会社	本社 他(ベルリン 他)	グリーンエネルギー	事務所等	23,314	—	51,847	—	3,529,119	3,580,966	18

- (注) 1 金額には消費税等は含まれておりません。
2 帳簿価額のうち「その他」は機械装置及び運搬具、リース資産、その他有形固定資産、ソフトウェア及び電話加入権の合計であります。
3 「建物及び構築物」には建物附属設備を含んでおり、建物は賃借しております。
4 グリーンプロパティ事業における賃貸資産であります。
5 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に平均人員を外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当社グループの設備投資については、連結会社各社が個別に策定した事業計画に基づき計画しておりますが、事業部門全体及びグループ全体で投資効率をより向上させるべく、必要に応じて当社にて調整しております。

当社グループの連結会計年度末時点での設備の新設等に係る投資予定金額は約11,000百万円です。その所要資金につきましては、借入金、社債の発行、資産売却及び自己資金でまかなう予定ですが、資金需要に合わせ、その時点での最適な資金調達手段を選択することとしており、現時点で詳細は確定しておりません。

当連結会計年度末現在における主な設備投資計画の概要は次のとおりであります。

太陽光発電施設

セグメントの名称	設備の名称	所在地	出力	竣工予定年月
グリーンエネルギー	足柄大井ソーラーウェイ	神奈川県足柄上郡大井町	約13.0MW	平成27年3月
グリーンエネルギー	中札内IIソーラーウェイ	北海道河西郡中札内村	約2.4MW	平成26年10月
グリーンエネルギー	霧島ソーラーウェイ	鹿児島県霧島市	約1.0MW	平成26年4月
グリーンエネルギー	東串良ソーラーウェイ	鹿児島県肝属郡東串良町	約1.0MW	平成26年4月
空間情報コンサルティング	橋本ソーラーウェイ	和歌山県橋本市	約0.7MW	平成26年5月

(2) 重要な設備の除却等

当連結会計年度末における重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	67,853,480
計	67,853,480

(注) 平成25年10月1日を効力発生日として1株につき10株の割合で株式分割をおこなったことに伴い、発行可能株式総数は61,068,132株増加しております。

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成26年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年6月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	27,380,880	27,380,880	東京証券取引所 (マザーズ)	当社は単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。
計	27,380,880	27,380,880	—	—

(注) 1 平成25年10月1日を効力発生日として1株につき10株の割合で株式分割をおこなったことに伴い、発行済株式総数は24,424,542株増加しております。

2 平成25年12月10日開催の取締役会の決議において発行を決議した、第3回新株予約権の行使により、発行済株式総数は242,500株増加しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成25年6月13日の取締役会決議 第1回新株予約権

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	6,745(注)1	6,720(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	674,500(注)1、6	672,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり510(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成25年7月12日 至平成30年7月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 523 資本組入額 262	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 3 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、平成26年3月期の営業利益(当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益をいい、以下同様とする。)が下記(a)または(b)に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、下記(a)または(b)に掲げる割合(以下「行使可能割合」という。)の個数を、平成26年7月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

- (a) 営業利益が2,000百万円を超過した場合：行使可能割合：50%
 - (b) 営業利益が2,500百万円を超過した場合：行使可能割合：100%
- (2) 新株予約権者は、割当日から平成26年6月30日までの間に、金融商品取引所における当社普通株式取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満切り上げ）が一度でも上記（注）2に定める行使価額に60%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回った場合は、その翌日以降、本新株予約権を行使することができない。
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 4 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
 - 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
 - ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ②新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する
 - 6 平成25年5月23日開催の取締役会決議により、平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき10株の割合で分割いたしました。これにより新株予約権の目的である株式の数は、平成25年10月1日以降、新株予約権1個につき10株から100株へと調整されております。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額は、それぞれ10分の1へと調整されております。

② 平成25年7月18日の取締役会決議 第2回新株予約権

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	200(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000(注)1、6	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり625(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年8月2日 至 平成30年7月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 640 資本組入額 320	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1～6 ① 平成25年6月13日の取締役会決議による新株予約権の(注)1～6と同じであります。

③ 平成25年12月10日の取締役会決議 第3回新株予約権

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	10,075 (注) 3	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,007,500 (注) 3、4	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり740 (注) 3～7	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年12月27日 至 平成27年12月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 5～8	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 本新株予約権は、行使価額修正選択権付新株予約権である。

2 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法により、全てマコーリー・バンク・リミテッドに割当てる。

3 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

(1) 本新株予約権の目的である株式の総数は1,250,000株、割当株式数(第4項「新株予約権の目的となる株式の数」に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(第5項「新株予約権の行使時の払込金額」に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(但し、第4項「新株予約権の目的となる株式の数」に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正基準

当社は、平成25年12月26日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額(本項第(4)号に定める価額をいう。以下同じ。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。以下同様とする。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、第9項「本新株予約権の行使請求の方法」に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日(但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日)をいう。以下同様とする。

(3) 行使価額の修正頻度

当社が本項第(2)号に定める取締役会決議をした旨を本新株予約権者に通知した日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日まで、行使の際に同項に記載の条件に該当する都度、行使価額は修正される。

(4) 行使価額の下限

下限行使価額は、当社普通株式1株当たり510円とする。但し、第7項「行使価額の調整」の規定を準用して調整される。

(5) 割当株式数の上限

1,250,000株(発行済株式総数に対する割合は4.57%)

(6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限

669,125,000円(本項第(4)号に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。)

(7) 本新株予約権には、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社が、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の条項が設けられている(詳細は第11項「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」を参照)。

4 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の総数は、1,250,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、本項第（2）号乃至第（4）号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。
- (2) 当社が第7項「行使価額の調整」の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第7項「行使価額の調整」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第7項「行使価額の調整」第（2）号及び第（5）号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第7項「行使価額の調整」第（2）号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初740円とする。但し、行使価額は第6項「行使価額の修正」に定める修正及び第7項「行使価額の調整」に定める調整を受ける。

6 行使価額の修正

当社は、平成25年12月26日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、510円とする。但し、第7項「行使価額の調整」の規定を準用して調整される。

7 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第（2）号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第（4）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第（4）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第（4）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定める子会社をいう。）の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第（４）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (３) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が１円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (４) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。
 ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第（２）号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。
 ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第（２）号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (５) 本項第（２）号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 ① 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (６) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第（２）号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- ８ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
 (１) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式１株の発行価格
 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式１株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、第４項「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。但し、第４項「新株予約権の目的となる株式の数」第（２）号乃至第（４）号及び第７項「行使価額の調整」によって調整が行われることがある。
- (２) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- ９ 本新株予約権の行使請求の方法
 (１) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第10項「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。

- (2) 本新株予約権を行使する場合、本項第(1)号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第10項「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、第10項「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が本項第(2)号に定める口座に入金された日に効力が発生する。
- 10 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所
- (1) 第3回新株予約権の行使請求の受付場所
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
- (2) 第3回新株予約権の行使請求の取次場所
該当事項はありません。
- (3) 第3回新株予約権の行使請求の払込取扱場所
株式会社みずほ銀行 京橋支店
- 11 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり2,530円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
- (2) 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり2,530円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
- 12 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についてマッコーリー・バンク・リミテッド(以下、「割当先」という。)との間の取り決めの内容
当社は割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む本新株予約権の買取契約(以下「本買取契約」といいます。)を締結しております。
- (1) 当社は、本新株予約権の行使期間中、割当先が本新株予約権を行使することができない期間(以下「不行使期間」といいます。)を全ての回号の本新株予約権を通じて2回まで定めることができます。1回の不行使期間は10連続取引日以下とし、当社は割当先に対し、当該期間の初日から遡って5取引日前までに書面により不行使期間の通知を行います。
- (2) 当社は、行使期間の始期からその満了日の20取引日前の日(当日を除く。)までの期間中、割当先に対して書面にて、①本買取契約に定められた条件が全て充足されている旨を誓約し、②行使すべき本新株予約権の数を指定した上で、対象となる本新株予約権の行使を請求することができ(以下「本件行使指示」といいます。)、割当先は、本件行使指示が効力を生じた日から10取引日以内又は当社と合意した取引日のどちらか短い期間(以下「行使義務期間」といいます。)に、指定された数の本新株予約権を、1回で又は複数回に分けて行使します。当社は、本件行使指示を一旦行った後に、これを取り消すことはできません。なお、一定の事由が生じた場合、行使義務期間は延長されます。
- (3) 割当先は、本買取契約に従い本新株予約権の全部又は一部の回号について行使価額の修正が行われた場合、修正日から20取引日以内に、当社の普通株式150,000,000円分に相当する数の当該本新株予約権を、一回で又は複数回に分けて行使します。なお、一定の事由が生じた場合、上記期間は延長されます。
- (4) 当社と割当先は、本買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に本新株予約権その他のMSCB等(東京証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則第411条に定義されるMSCB等をいいます。)のいずれか又は複数の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る行使を行わせない旨その他の同施行規則第436条第4項に規定する内容を定めます。

(5) 本新株予約権が残存する限り、当社は、割当先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことに合意しています。但し、①当社の役員、従業員及び当社の子会社の役員、従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、並びに②当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社又は貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。）を除きます。

13 当社の株券の売買についてマッコーリー・バンク・リミテッドとの間の取決めの内容

該当事項なし

14 当社の株券の貸借に関する事項についてマッコーリー・バンク・リミテッドと当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項なし

15 その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

④ 平成25年12月10日の取締役会決議 第4回新株予約権

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	12,500 (注) 3	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,250,000 (注) 3、4	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり775 (注) 3～7	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年12月27日 至 平成27年12月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 5～8	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 本新株予約権は、行使価額修正選択権付新株予約権である。

2 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法により、全てマコーリー・バンク・リミテッドに割当てる。

3 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

(1) 本新株予約権の目的である株式の総数は1,250,000株、割当株式数(第4項「新株予約権の目的となる株式の数」に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(第5項「新株予約権の行使時の払込金額」に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(但し、第4項「新株予約権の目的となる株式の数」に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正基準

当社は、平成25年12月26日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額(本項第(4)号に定める価額をいう。以下同じ。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたりないものとする。以下同様とする。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、第9項「本新株予約権の行使請求の方法」に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日(但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日)をいう。以下同様とする。

(3) 行使価額の修正頻度

当社が本項第(2)号に定める取締役会決議をした旨を本新株予約権者に通知した日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日まで、行使の際に同項に記載の条件に該当する都度、行使価額は修正される。

(4) 行使価額の下限

下限行使価額は、当社普通株式1株当たり510円とする。但し、第7項「行使価額の調整」の規定を準用して調整される。

(5) 割当株式数の上限

1,250,000株(発行済株式総数に対する割合は4.57%)

(6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限

637,700,000円(本項第(4)号に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。)

(7) 本新株予約権には、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社が、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の条項が設けられている（詳細は第11項「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」を参照）。

4 新株予約権の目的となる株式の数

(1) 本新株予約権の目的である株式の総数は、1,250,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、本項第（2）号乃至第（4）号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が第7項「行使価額の調整」の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第7項「行使価額の調整」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第7項「行使価額の調整」第（2）号及び第（5）号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第7項「行使価額の調整」第（2）号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初775円とする。但し、行使価額は第6項「行使価額の修正」に定める修正及び第7項「行使価額の調整」に定める調整を受ける。

6 行使価額の修正

当社は、平成25年12月26日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、510円とする。但し、第7項「行使価額の調整」の規定を準用して調整される。

7 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第（2）号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第（4）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第（４）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第（４）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第３項に定める子会社をいう。）の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第（４）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(３) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が１円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(４) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第（２）号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第（２）号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(５) 本項第（２）号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(６) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第（２）号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

8 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(１) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式１株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式１株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、第４項「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。但し、第４項「新株予約権の目的となる株式の数」第（２）号乃至第（４）号及び第７項「行使価額の調整」によって調整が行われることがある。

- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- 9 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第10項「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、本項第(1)号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第10項「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、第10項「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が本項第(2)号に定める口座に入金された日に効力が発生する。
- 10 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所
- (1) 第4回新株予約権の行使請求の受付場所
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
- (2) 第4回新株予約権の行使請求の取次場所
該当事項はありません。
- (3) 第4回新株予約権の行使請求の払込取扱場所
株式会社みずほ銀行 京橋支店
- 11 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり16円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
- (2) 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり16円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
- 12 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についてマッコーリー・バンク・リミテッドとの間の取り決めの内容
当社は割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む本新株予約権の買取契約(以下「本買取契約」といいます。)を締結しております。
- (1) 当社は、本新株予約権の行使期間中、割当先が本新株予約権を行使することができない期間(以下「不行使期間」といいます。)を全ての回号の本新株予約権を通じて2回まで定めることができます。1回の不行使期間は10連続取引日以下とし、当社は割当先に対し、当該期間の初日から遡って5取引日前までに書面により不行使期間の通知を行います。
- (2) 当社は、行使期間の始期からその満了日の20取引日前の日(当日を除く。)までの期間中、割当先に対して書面にて、①本買取契約に定められた条件が全て充足されている旨を誓約し、②行使すべき本新株予約権の数を指定した上で、対象となる本新株予約権の行使を請求することができ(以下「本件行使指示」といいます。)、割当先は、本件行使指示が効力を生じた日から10取引日以内又は当社と合意した取引日のどちらか短い期間(以下「行使義務期間」といいます。)に、指定された数の本新株予約権を、1回で又は複数回に分けて行使します。当社は、本件行使指示を一旦行った後に、これを取り消すことはできません。なお、一定の事由が生じた場合、行使義務期間は延長されます。

- (3) 割当先は、本買取契約に従い本新株予約権の全部又は一部の回号について行使価額の修正が行われた場合、修正日から20取引日以内に、当社の普通株式150,000,000円分に相当する数の当該本新株予約権を、一回で又は複数回に分けて行使します。なお、一定の事由が生じた場合、上記期間は延長されます。
- (4) 当社と割当先は、本買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に本新株予約権その他のMSCB等（東京証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則第411条に定義されるMSCB等をいいます。）のいずれか又は複数の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る行使を行わせない旨その他の同施行規則第436条第4項に規定する内容を定めます。
- (5) 本新株予約権が残存する限り、当社は、割当先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことに合意しています。但し、①当社の役員、従業員及び当社の子会社の役員、従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、並びに②当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社又は貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。）を除きます。
- 13 当社の株券の売買についてマッコーリー・バンク・リミテッドとの間の取決めの内容
該当事項なし
- 14 当社の株券の貸借に関する事項についてマッコーリー・バンク・リミテッドと当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
該当事項なし
- 15 その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項なし

⑤ 平成25年12月10日の取締役会決議 第5回新株予約権

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	12,500 (注) 3	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,250,000 (注) 3、4	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,000 (注) 3～7	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年12月27日 至 平成27年12月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 5～8	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 本新株予約権は、行使価額修正選択権付新株予約権である。

2 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法により、全てマコーリー・バンク・リミテッドに割当てる。

3 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

(1) 本新株予約権の目的である株式の総数は1,250,000株、割当株式数(第4項「新株予約権の目的となる株式の数」に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(第5項「新株予約権の行使時の払込金額」に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(但し、第4項「新株予約権の目的となる株式の数」に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正基準

当社は、平成25年12月26日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額(本項第(4)号に定める価額をいう。以下同じ。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。以下同様とする。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、第9項「本新株予約権の行使請求の方法」に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日(但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日)をいう。以下同様とする。

(3) 行使価額の修正頻度

当社が本項第(2)号に定める取締役会決議をした旨を本新株予約権者に通知した日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日まで、行使の際に同項に記載の条件に該当する都度、行使価額は修正される。

(4) 行使価額の下限

下限行使価額は、当社普通株式1株当たり638円とする。但し、第7項「行使価額の調整」の規定を準用して調整される。

(5) 割当株式数の上限

1,250,000株(発行済株式総数に対する割合は4.57%)

(6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限

797,512,500円(本項第(4)号に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。)

(7) 本新株予約権には、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社が、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の条項が設けられている（詳細は第11項「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」を参照）。

4 新株予約権の目的となる株式の数

(1) 本新株予約権の目的である株式の総数は、1,250,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、本項第（2）号乃至第（4）号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が第7項「行使価額の調整」の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第7項「行使価額の調整」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第7項「行使価額の調整」第（2）号及び第（5）号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第7項「行使価額の調整」第（2）号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初1,000円とする。但し、行使価額は第6項「行使価額の修正」に定める修正及び第7項「行使価額の調整」に定める調整を受ける。

6 行使価額の修正

当社は、平成25年12月26日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1株未満の端数を切り捨てた金額に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、638円とする。但し、第7項「行使価額の調整」の規定を準用して調整される。

7 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第（2）号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第（4）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第（４）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第（４）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第３項に定める子会社をいう。）の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第（４）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(３) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が１円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(４) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第（２）号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第（２）号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(５) 本項第（２）号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(６) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整される時を含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第（２）号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

８ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(１) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式１株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式１株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、第４項「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。但し、第４項「新株予約権の目的となる株式の数」第（２）号乃至第（４）号及び第７項「行使価額の調整」によって調整が行われることがある。

- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- 9 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第10項「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、本項第(1)号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第10項「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、第10項「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が本項第(2)号に定める口座に入金された日に効力が発生する。
- 10 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所
- (1) 第5回新株予約権の行使請求の受付場所
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
- (2) 第5回新株予約権の行使請求の取次場所
該当事項はありません。
- (3) 第5回新株予約権の行使請求の払込取扱場所
株式会社みずほ銀行 京橋支店
- 11 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
- (2) 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
- 12 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についてマッコーリー・バンク・リミテッドとの間の取り決めの内容
当社は割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む本新株予約権の買取契約(以下「本買取契約」といいます。)を締結しております。
- (1) 当社は、本新株予約権の行使期間中、割当先が本新株予約権を行使することができない期間(以下「不行使期間」といいます。)を全ての回号の本新株予約権を通じて2回まで定めることができます。1回の不行使期間は10連続取引日以下とし、当社は割当先に対し、当該期間の初日から遡って5取引日前までに書面により不行使期間の通知を行います。
- (2) 当社は、行使期間の始期からその満了日の20取引日前の日(当日を除く。)までの期間中、割当先に対して書面にて、①本買取契約に定められた条件が全て充足されている旨を誓約し、②行使すべき本新株予約権の数を指定した上で、対象となる本新株予約権の行使を請求することができ(以下「本件行使指示」といいます。)、割当先は、本件行使指示が効力を生じた日から10取引日以内又は当社と合意した取引日のどちらか短い期間(以下「行使義務期間」といいます。)に、指定された数の本新株予約権を、1回で又は複数回に分けて行使します。当社は、本件行使指示を一旦行った後に、これを取り消すことはできません。なお、一定の事由が生じた場合、行使義務期間は延長されます。

- (3) 割当先は、本買取契約に従い本新株予約権の全部又は一部の回号について行使価額の修正が行われた場合、修正日から20取引日以内に、当社の普通株式150,000,000円分に相当する数の当該本新株予約権を、一回で又は複数回に分けて行使します。なお、一定の事由が生じた場合、上記期間は延長されます。
- (4) 当社と割当先は、本買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に本新株予約権その他のMSCB等（東京証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則第411条に定義されるMSCB等をいいます。）のいずれか又は複数の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る行使を行わせない旨その他の同施行規則第436条第4項に規定する内容を定めます。
- (5) 本新株予約権が残存する限り、当社は、割当先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことに合意しています。但し、①当社の役員、従業員及び当社の子会社の役員、従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、並びに②当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社又は貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。）を除きます。
- 13 当社の株券の売買についてマッコーリー・バンク・リミテッドとの間の取決めの内容
該当事項なし
- 14 当社の株券の貸借に関する事項についてマッコーリー・バンク・リミテッドと当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
該当事項なし
- 15 その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項なし

⑥ 平成25年12月10日の取締役会決議 第6回新株予約権

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	12,500 (注) 3	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,250,000 (注) 3、4	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,300 (注) 3～7	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年12月27日 至 平成27年12月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 5～8	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 本新株予約権は、行使価額修正選択権付新株予約権である。

2 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法により、全てマコーリー・バンク・リミテッドに割当てる。

3 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

(1) 本新株予約権の目的である株式の総数は1,250,000株、割当株式数(第4項「新株予約権の目的となる株式の数」に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(第5項「新株予約権の行使時の払込金額」に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(但し、第4項「新株予約権の目的となる株式の数」に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正基準

当社は、平成25年12月26日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額(本項第(4)号に定める価額をいう。以下同じ。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたりないものとする。以下同様とする。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、第9項「本新株予約権の行使請求の方法」に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日(但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日)をいう。以下同様とする。

(3) 行使価額の修正頻度

当社が本項第(2)号に定める取締役会決議をした旨を本新株予約権者に通知した日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日まで、行使の際に同項に記載の条件に該当する都度、行使価額は修正される。

(4) 行使価額の下限

下限行使価額は、当社普通株式1株当たり638円とする。但し、第7項「行使価額の調整」の規定を準用して調整される。

(5) 割当株式数の上限

1,250,000株(発行済株式総数に対する割合は4.57%)

(6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限

797,512,500円(本項第(4)号に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。)

(7) 本新株予約権には、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社が、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の条項が設けられている（詳細は第11項「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」を参照）。

4 新株予約権の目的となる株式の数

(1) 本新株予約権の目的である株式の総数は、1,250,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、本項第（2）号乃至第（4）号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が第7項「行使価額の調整」の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第7項「行使価額の調整」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第7項「行使価額の調整」第（2）号及び第（5）号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第7項「行使価額の調整」第（2）号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初1,300円とする。但し、行使価額は第6項「行使価額の修正」に定める修正及び第7項「行使価額の調整」に定める調整を受ける。

6 行使価額の修正

当社は、平成25年12月26日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、638円とする。但し、第7項「行使価額の調整」の規定を準用して調整される。

7 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第（2）号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第（4）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第（４）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第（４）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第３項に定める子会社をいう。）の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第（４）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(３) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が１円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(４) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第（２）号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第（２）号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数含まないものとする。

(５) 本項第（２）号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(６) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整される時を含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第（２）号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

８ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(１) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式１株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式１株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、第４項「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。但し、第４項「新株予約権の目的となる株式の数」第（２）号乃至第（４）号及び第７項「行使価額の調整」によって調整が行われることがある。

- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- 9 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第10項「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、本項第(1)号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第10項「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、第10項「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が本項第(2)号に定める口座に入金された日に効力が発生する。
- 10 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所
- (1) 第6回新株予約権の行使請求の受付場所
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
- (2) 第6回新株予約権の行使請求の取次場所
該当事項はありません。
- (3) 第6回新株予約権の行使請求の払込取扱場所
株式会社みずほ銀行 京橋支店
- 11 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
- (2) 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
- 12 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についてマッコーリー・バンク・リミテッドとの間の取り決めの内容
当社は割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む本新株予約権の買取契約(以下「本買取契約」といいます。)を締結しております。
- (1) 当社は、本新株予約権の行使期間中、割当先が本新株予約権を行使することができない期間(以下「不行使期間」といいます。)を全ての回号の本新株予約権を通じて2回まで定めることができます。1回の不行使期間は10連続取引日以下とし、当社は割当先に対し、当該期間の初日から遡って5取引日前までに書面により不行使期間の通知を行います。
- (2) 当社は、行使期間の始期からその満了日の20取引日前の日(当日を除く。)までの期間中、割当先に対して書面にて、①本買取契約に定められた条件が全て充足されている旨を誓約し、②行使すべき本新株予約権の数を指定した上で、対象となる本新株予約権の行使を請求することができ(以下「本件行使指示」といいます。)、割当先は、本件行使指示が効力を生じた日から10取引日以内又は当社と合意した取引日のどちらか短い期間(以下「行使義務期間」といいます。)に、指定された数の本新株予約権を、1回で又は複数回に分けて行使します。当社は、本件行使指示を一旦行った後に、これを取り消すことはできません。なお、一定の事由が生じた場合、行使義務期間は延長されます。

- (3) 割当先は、本買取契約に従い本新株予約権の全部又は一部の回号について行使価額の修正が行われた場合、修正日から20取引日以内に、当社の普通株式150,000,000円分に相当する数の当該本新株予約権を、一回で又は複数回に分けて行使します。なお、一定の事由が生じた場合、上記期間は延長されます。
- (4) 当社と割当先は、本買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に本新株予約権その他のMSCB等（東京証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則第411条に定義されるMSCB等をいいます。）のいずれか又は複数の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る行使を行わせない旨その他の同施行規則第436条第4項に規定する内容を定めます。
- (5) 本新株予約権が残存する限り、当社は、割当先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことに合意しています。但し、①当社の役員、従業員及び当社の子会社の役員、従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、並びに②当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社又は貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。）を除きます。
- 13 当社の株券の売買についてマッコーリー・バンク・リミテッドとの間の取決めの内容
該当事項なし
- 14 当社の株券の貸借に関する事項についてマッコーリー・バンク・リミテッドと当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
該当事項なし
- 15 その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項なし

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第3回新株予約権

	第4四半期会計期間 (平成26年1月1日から 平成26年3月31日まで)	第27期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	2,425	2,425
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	242,500	242,500
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	740	740
当該期間の権利行使に係る資金調達額(円)	179,450,000	179,450,000
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	2,425
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	242,500
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	740
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(円)	—	179,450,000

第4回新株予約権

	第4四半期会計期間 (平成26年1月1日から 平成26年3月31日まで)	第27期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(円)	—	—

第5回新株予約権

	第4四半期会計期間 (平成26年1月1日から 平成26年3月31日まで)	第27期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(円)	—	—

第6回新株予約権

	第4四半期会計期間 (平成26年1月1日から 平成26年3月31日まで)	第27期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(円)	—	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年2月20日 (注) 1	1,588,039	1,696,337	—	600,350	16,671,187	18,475,457
平成21年6月15日 (注) 2	—	1,696,337	—	600,350	△378,735	18,096,721
平成21年7月31日 (注) 3	—	1,696,337	—	600,350	△2,276,479	15,820,241
平成21年8月1日 (注) 4	—	1,696,337	3,199,650	3,800,000	△3,199,650	12,620,591
平成22年7月29日 (注) 5	—	1,696,337	—	3,800,000	△4,185,041	8,435,550
平成24年4月1日 (注) 6	1,017,501	2,713,838	—	3,800,000	—	8,435,550
平成25年10月1日 (注) 7	24,424,542	27,138,380	—	3,800,000	—	8,435,550
平成26年1月31日 (注) 8	242,500	27,380,880	92,792	3,892,792	92,792	8,528,342

(注) 1 吸収合併

平成21年1月27日開催の定時株主総会の決議により、新株1,588,039株を発行し、資本準備金16,671,187千円増加いたしました。

被合併会社 旧日本アジアグループ株式会社、旧株式会社モスインスティテュート

合併比率 当社1：旧日本アジアグループ4.3：旧モスインスティテュート0.004

- 平成21年2月20日付の三社合併に反対する株主からの、会社法第785条第1項にもとづく買取請求による株式買取により資本準備金が378,735千円減少しております。
- 平成21年7月31日開催の定時株主総会決議により、同日を効力発生日として、欠損填補を目的として資本準備金2,276,479千円を減少させております。
- 平成21年7月31日開催の定時株主総会決議により、平成21年8月1日を効力発生日として資本準備金3,199,650千円を取崩し、資本金に組み入れております。
- 平成22年7月29日開催の定時株主総会決議により、同日を効力発生日として、欠損填補を目的として資本準備金4,185,041千円を減少させております。
- 株式交換
平成24年2月28日開催の臨時株主総会の決議により、新株1,017,501株を発行し国際航業ホールディングス株式会社の発行済株式総数の100%を株式交換により取得いたしました。なお、交換比率は提出会社の株式1株につき0.0653株であります。
- 平成25年10月1日を効力発生日として1株につき10株の割合で株式分割をおこなったことに伴い、発行済株式総数は24,424,542株増加しております。
- 平成25年12月10日開催の取締役会の決議において発行を決議した、第3回新株予約権の行使により、発行済株式総数は242,500株増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	10	32	123	51	13	8,800	9,029	—
所有株式数 (単元)	—	25,336	50,731	21,774	57,653	403	115,778	271,675	213,380
所有株式数 の割合(%)	—	9.33	18.67	8.01	21.22	0.15	42.62	100.00	—

(注) 1 自己株式7,965株は、「個人その他」に79単元、「単元未満株式の状況」に65株含まれております。

2 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が111単元含まれております。

3 平成25年5月23日開催の取締役会の決議により、平成25年10月1日付で1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用しております。

(7) 【大株主の状況】

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
藍澤証券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目20番3号	3,448,760	12.60
JAPAN ASIA HOLDINGS LIMITED (常任代理人 日本アジア証券株式会社)	11/F, NO 8 QUEEN'S ROAD CENTRAL HONG KONG (東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目7番9号)	2,624,800	9.59
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	825,070	3.01
JA PARTNERS LTD (常任代理人 日本アジア証券株式会社)	P. O. BOX 957 OFFSHORE INCORPORATIONS CENTRE, ROAD TOWN, TORTOLA BRITISH (東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目7番9号)	673,600	2.46
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	673,600	2.46
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	581,300	2.12
国際航業ホールディングス株式会社	東京都千代田区六番町2番地	547,350	2.00
NOMURA SINGAPORE LIMITED CUSTOMER SEGREGATED A/C FJ-1309 (常任代理人 野村証券株式会社)	10 MARINA BOULEVARD MARINA BAY FINANCIAL CENTRE TOWER2 #36-01 SINGAPORE 018983 (東京都中央区日本橋1丁目9番1号)	530,050	1.94
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505086 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島4丁目16番13号)	507,700	1.85
日本アジアホールディングズ株式会社	東京都千代田区六番町2番地	495,030	1.81
計	—	10,907,260	39.84

(注) 上記のうち、日本アジアホールディングズ株式会社、国際航業ホールディングス株式会社の2社が保有している株式については、会社法施行規則第67条第1項の規定により、議決権の行使が制限されております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,900	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 1,218,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 25,941,200	259,412	—
単元未満株式	普通株式 213,380	—	—
発行済株式総数	27,380,880	—	—
総株主の議決権	—	259,412	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が11,190株があります。なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数111個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本アジアグループ株式 会社	東京都千代田区六番町2 番地	7,900	—	7,900	0.03
(相互保有株式) 国際航業ホールディング ス株式会社	東京都千代田区六番町2 番地	547,300	—	547,300	2.00
(相互保有株式) 日本アジアホールディン グズ株式会社	東京都千代田区六番町2 番地	495,000	—	495,000	1.81
(相互保有株式) 国際航業株式会社	東京都千代田区六番町2 番地	139,200	—	139,200	0.51
(相互保有株式) おきなわ証券株式会社	沖縄県那覇市久米二丁目 4番16号	36,900	—	36,900	0.13
計	—	1,226,300	—	1,226,300	4.48

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度の内容は次のとおりであります。

平成25年6月13日取締役会決議

第1回新株予約権

会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社、当社子会社及び当社孫会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員に対し新株予約権を発行することを、平成25年6月13日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成25年6月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名 当社監査役3名 当社子会社取締役2名 当社孫会社取締役21名 当社孫会社監査役5名 当社孫会社執行役員21名 当社孫会社従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況 ①新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成25年7月18日取締役会決議

第2回新株予約権

会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社孫会社の取締役に対し新株予約権を発行することを、平成25年7月18日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成25年7月18日
付与対象者の区分及び人数	当社孫会社取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況 ②新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成26年6月16日取締役会決議

第7回新株予約権

会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対し新株予約権を発行することを、平成26年6月16日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成26年6月16日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名 当社監査役3名 当社従業員6名 当社子会社取締役33名 当社子会社監査役6名 当社子会社従業員93名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	819,200株を上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり567円(注)2
新株予約権の行使期間	自平成27年7月1日 至 平成31年6月25日
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金567円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 3 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、平成27年3月期から平成29年3月期までのいずれかの期の営業利益が下記 (a) 又は (b) に掲げる各金額 (以下、それぞれを「目標営業利益金額」という。) を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合 (以下、「行使可能割合」という。) の個数を当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月一日から行使期間の末日までに行使することができる。
 - (a) 営業利益が5,700百万円を超過していること 行使可能割合: 25%
 - (b) 営業利益が7,300百万円を超過していること 行使可能割合: 100%
 - (2) 上記 (1) にかかわらず、新株予約権者は、上記 (1) に定める (a) 又は (b) の条件を充たす前に、平成27年3月期から平成29年3月期のいずれかの期の当期純利益が2,500百万円を下回った場合、当該期の有価証券報告書の提出日の前日までに行使可能となっている個数を除き、当該期の有価証券報告書の提出日以降本新株予約権を行使することができない。
 - (3) 上記 (1) 及び (2) における営業利益及び当期純利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書 (連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書) の数値を用いるものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合、または、本新株予約権の発行後、当社が、合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡・譲受その他の組織再編行為もしくは事業計画の大幅な変更等を行うことにより、目標営業利益金額を変更することが合理的に必要と当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内において、当社取締役会決議に基づき、別途参照すべき適正な指標および新株予約権の行使の条件として達成すべき数値を定めるものとする。
 - (4) 上記 (1) 及び (2) にかかわらず、新株予約権者は、割当日から平成27年6月30日までの間に、金融商品取引所における当社普通株式取引終値の1月間 (当日を含む直近の21本邦営業日) の平均株価 (1円未満切り上げ) が一度でも行使価額に60%を乗じた価格 (1円未満切り上げ) を下回った場合は、その翌日以降、本新株予約権を行使することができない。
 - (5) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (6) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (7) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (8) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 4 増加する資本金及び資本準備金に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、「株式の数」の対象株式数で除した額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし (計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
- 5 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 6 組織再編行為の際の新株予約権の取扱いは次のとおりであります。
- 当社が、合併 (当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転 (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。) を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社 (以下、「再編対象会社」という。) の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注) 1 に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注) 2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(注) 6 (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注) 4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
(注) 3に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
 - ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ②新株予約権者が権利行使をする前に、(注) 3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) 本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (11) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	7,965	5,547
当期間における取得自己株式	460	239

(注) 当期間における取得自己株式には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—
保有自己株式数	7,965	—	8,425	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な課題の一つとして考えております。配当につきましては、業績に対応した配当を行うことおよび中長期的な視点から安定的に配当を継続することを基本としつつも、競争力、事業環境、財務体質等を勘案し総合的に決定してまいります。

また、当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回の配当を基本方針としており、中間配当については取締役会の決議により行える旨、期末配当については株主総会の決議により行うものとしております。

しかしながら当期および次期の配当につきましては、財務体質の強化、再生可能エネルギー特別措置法下での固定価格買取制度を利用した集中投資を優先させる観点から、無配を継続させていただきたいと考えております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	平成21年4月	平成22年4月	平成23年4月	平成24年4月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	23,000	19,980	10,400	11,320	4,930	10,190 ※994
最低(円)	4,750	6,210	3,550	2,480	1,885	2,855 ※462

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

2 第22期は、決算期変更により平成20年11月1日から平成21年4月30日までの6ヶ月となっております。

3 第26期は、決算期変更により平成24年5月1日から平成25年3月31日までの11ヶ月となっております。

4 平成25年10月1日付で普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行い、1単元の株式数を100株とする単元株制度を導入しております。※は、株式分割による権利落後の株価を示しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年10月	11月	12月	平成26年1月	2月	3月
最高(円)	994	913	935	863	678	612
最低(円)	510	634	683	630	474	462

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5 【役員の状況】

平成26年6月26日（有価証券報告書提出日）現在の役員の状況は以下のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長兼社長	—	山下 哲 生	昭和26年12月20日生	昭和53年4月 大蔵省(現 財務省)入省 昭和56年12月 野村証券株式会社入社 平成10年12月 Japan Asia Holdings Limited 代表取締役兼CEO(現Chairman) (現任) 平成13年5月 日本アジアホールディングズ株 式会社代表取締役 平成14年11月 沖縄証券株式会社(現 おきな わ証券株式会社)取締役 平成15年8月 琉球ホールディングズ株式 会社 取締役 平成19年10月 国際航業ホールディングス株式 会社取締役会長 平成20年4月 当社取締役 平成20年6月 当社取締役会長 平成21年6月 当社代表取締役会長兼社長 日本アジアホールディングス株 式会社代表取締役会長兼社長 平成23年8月 日本アジアホールディングス株 式会社代表取締役社長(現任) 平成24年2月 当社代表取締役会長 平成24年6月 国際航業ホールディングス株式 会社代表取締役会長(現任) 平成25年5月 当社代表取締役会長兼社長(現 任)	(注) 3	364,730
取締役	—	呉 文 繡	昭和38年12月23日生	平成5年3月 野村国際香港 入社 平成7年7月 China Strategic Holdings Limited入社 平成11年1月 Japan Asia Holdings Limited 代表取締役副社長 平成13年5月 日本アジアホールディングズ株 式会社取締役 平成13年8月 日本アジアホールディングズ株 式会社代表取締役 平成20年6月 国際航業ホールディングス株式 会社取締役 平成21年2月 当社代表取締役社長 平成21年6月 当社取締役 国際航業ホールディングス株式 会社代表取締役社長(現任) 平成24年2月 当社代表取締役社長 平成24年7月 日本アジアホールディングズ株 式会社取締役(現任) 平成25年5月 当社取締役(現任) 国際航業株式会社代表取締役会 長(現任)	(注) 3	15,620

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	—	米村 貢一	昭和36年8月30日生	平成5年6月 国際航業株式会社入社 平成17年4月 同社管理本部経理部長 平成19年10月 国際航業ホールディングス株式会社経営本部財務部長 平成20年6月 同社取締役経営本部財務部長 平成21年2月 同社取締役管理本部長兼財務部長 平成22年4月 同社取締役管理本部長 平成24年2月 当社取締役管理本部長 平成25年4月 当社取締役(現任) 平成25年5月 国際航業株式会社取締役(現任) 平成26年4月 国際航業ホールディングス株式会社取締役(現任)	(注)3	3,600
取締役	—	渡邊 和伸	昭和41年10月4日	平成3年4月 株式会社日本債券信用銀行(現あおぞら銀行) 入行 平成19年1月 国際航業株式会社入社事業推進本部事業企画担当部長 平成19年10月 国際航業ホールディングス株式会社経営企画本部企画グループ長 平成20年6月 同社経営本部企画部長 平成21年2月 同社企画本部長 平成21年6月 同社取締役企画本部長 平成24年2月 当社取締役経営企画本部長 平成25年4月 当社取締役(現任) 平成26年4月 国際航業ホールディングス株式会社取締役(現任)	(注)3	4,280
取締役	—	田辺 孝二	昭和27年2月1日生	昭和50年4月 通商産業省(現 経済産業省) 入省 平成13年4月 早稲田大学客員教授 平成13年7月 経済産業省中国経済産業局長 平成14年7月 同省経済産業政策局調査統計部長 平成16年6月 有限会社Jコンテンツ取締役 平成17年4月 東京工業大学大学院イノベーションマネジメント研究科教授(現任) 平成20年6月 国際航業ホールディングス株式会社取締役 平成24年2月 当社取締役(現任)	(注)3	1,240

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	—	沼野健司	昭和13年1月30日生	昭和35年4月 野村證券株式会社入社 昭和55年9月 野村国際(香港)公司副総経理 昭和59年4月 シンガポールノムラ・マーチャントバンキングリミテッド取締役社長 昭和61年12月 野村バブコック・アンド・ブラウン株式会社常務取締役 平成6年6月 同社取締役副社長 平成16年9月 日本アジアホールディングズ株式会社監査役(現任) 平成21年1月 当社監査役(現任)	(注)4	1,270
監査役	—	有働達夫	昭和27年2月20日生	昭和49年4月 株式会社第一勧業銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行 平成15年4月 国際航業株式会社経営企画本部担当部長 平成16年4月 同社執行役員経営企画本部副本部長兼経営企画本部経営企画部長 平成17年4月 同社執行役員管理本部長 平成18年4月 同社執行役員コンプライアンス統括室長 平成18年11月 同社執行役員内部監査室長 平成19年6月 同社監査役 平成19年10月 国際航業ホールディングス株式会社監査役(現任) 平成24年2月 当社監査役(現任)	(注)4	3,690
監査役	—	小林一男	昭和34年1月24日生	平成12年4月 ウィズオフィスドットコム日本株式会社代表取締役 平成13年1月 株式会社バイオフィロンティアパートナーズ入社(現任) 平成15年6月 日本アジア証券株式会社監査役 平成17年6月 ユナイテッド投信投資顧問株式会社(現 日本アジア・アセット・マネジメント株式会社) 監査役 平成19年4月 日本アジア総合研究所株式会社監査役 平成20年6月 日本アジアホールディングズ株式会社監査役 平成21年1月 当社監査役(現任) 平成22年6月 国際航業ホールディングス株式会社監査役 平成25年6月 日本アジア・アセット・マネジメント株式会社監査役(現任)	(注)4	1,270
計						395,700

- (注) 1 取締役田辺孝二は、社外取締役であります。
2 監査役沼野健司、小林一男は、社外監査役であります。
3 取締役の任期は、平成26年6月26日開催の定時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4 監査役沼野健司氏、有働達夫氏、小林一男氏の任期は、平成24年7月26日開催の定時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5 平成26年4月1日以降の株式累積投資による取得株式数は、有価証券報告書提出日現在において確認ができないため、平成26年3月31日現在の実質持株数を記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

(企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由)

当社及び当社グループは、企業価値を高める観点から、経営判断の迅速化とコーポレート・ガバナンスの充実による経営の透明性と健全性の向上を重要な経営課題であると認識しております。コーポレート・ガバナンスの充実に向けてコンプライアンスの徹底をはかるとともに、積極的かつ迅速な情報開示による経営の透明性・健全性の向上と効率経営を実現するための施策並びに組織体制の継続的な改善・強化に努めてまいります。

当社グループのガバナンス体制は、事業会社が事業執行機能を担い、純粋持株会社である当社が経営・監督機能を担うという経営体制を採用し、事業執行に対する監督機能の強化がはかられております。そのため、純粋持株会社である当社においては、監査役設置会社の形態を採用しております。当社では監査役会を設置しており、3名中2名が社外監査役であり、監査体制が経営監視機能として有効であると判断しております。監査役は取締役会およびその他の重要な会議に出席しており、中立的な立場から取締役の業務執行や会社運営の監視を行っております。監査役は、意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な助言・提言を行っており、客観的な視点を経営判断に関与させております。

(会社の機関の内容)

イ 取締役会

取締役会は毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令、定款等において規定される取締役会決議事項の審議、決定を行うほか、取締役は、業務執行状況及び取締役会が必要と認めた事項を取締役に報告しております。

取締役の選任については、人格、識見、経歴等を勘案して候補者として取締役会で決議した後、株主総会に諮っております。監査役の選任については、人格、識見、経歴等を勘案して候補者として監査役会の同意を得て、取締役会で決議した後、株主総会に諮っております。

取締役の報酬は、株主総会において決議された報酬総額の範囲内において、当社の業績並びに各取締役の職務内容に応じて取締役会にて決定しております。

ロ 監査役会

監査役会は、常勤監査役を含む3名で構成されており、3名中2名が社外監査役であります。各監査役は監査役会が策定した監査計画に従い監査をすすめ、原則毎月開催される監査役会において報告しております。常勤の社外監査役及び非常勤の社外監査役は取締役会に常時出席し、職務執行の適正性、妥当性を確保いたしております。これと連携して社長直轄の内部監査室(2名)による内部監査を実施し、経営の適法性を確保しております。

(内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況)

当社は、企業活動の継続的かつ健全な発展によって企業価値の増大をはかるため、次の内部統制システムの整備に関する基本方針を制定し、これを日常業務の指針として、継続的な内部統制システムの改善ならびに適正な運営により、社会的使命を果たしてまいります。また、これらを適切に実行していくために社内に内部統制委員会を設置し、内部統制に関する計画、文書化および評価を実施することにしております。

イ 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会規程にもとづき、原則として月1回の取締役会を開催し、重要事項の審議ならびに決議を行う。
- ・取締役は、取締役会を通じて相互に取締役の職務執行を監督する。
- ・監査役会を設置し、監査役は各種会議への出席や、監査役監査基準等にもとづく業務執行状況調査などを通じて取締役の職務執行の監査を行う。
- ・コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・運用を推進し、コンプライアンスの強化ならびに企業倫理の浸透をはかる。
- ・業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、グループでの法令および内部規程等の遵守状況を監査し、社長および取締役会に1年に1回ないし2回、監査総括報告を行う。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役会議事録等、取締役の職務執行に係る情報については、法令を遵守するほか文書管理に関する諸規程等に従って保存・管理する。
- ・取締役、監査役および会計監査人等が必要に応じて閲覧、謄写ができる手続きを整備する。

ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・グループにおける最適なリスク管理体制を構築するために、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、リスク管理に関する規程を定め、全般的なリスクの把握、評価、対応策、予防策を推進し、企業活動の継続的かつ健全な発展による企業価値の向上を脅かすリスクに対処する。
- ・災害等の非常事態や顧客からの苦情や要望などに関しては、情報伝達ルールを定め、リスク情報の円滑な伝達ならびに機動的対応をはかる。

ニ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、経営組織を構築し、代表取締役のほか業務を執行する取締役を指名し、業務の効率的推進を行う。
- ・業務は、効率的かつ公正に執行されるよう、業務執行者への委任の範囲における権限を定める決裁規程や職務権限規程の整備をはかる。

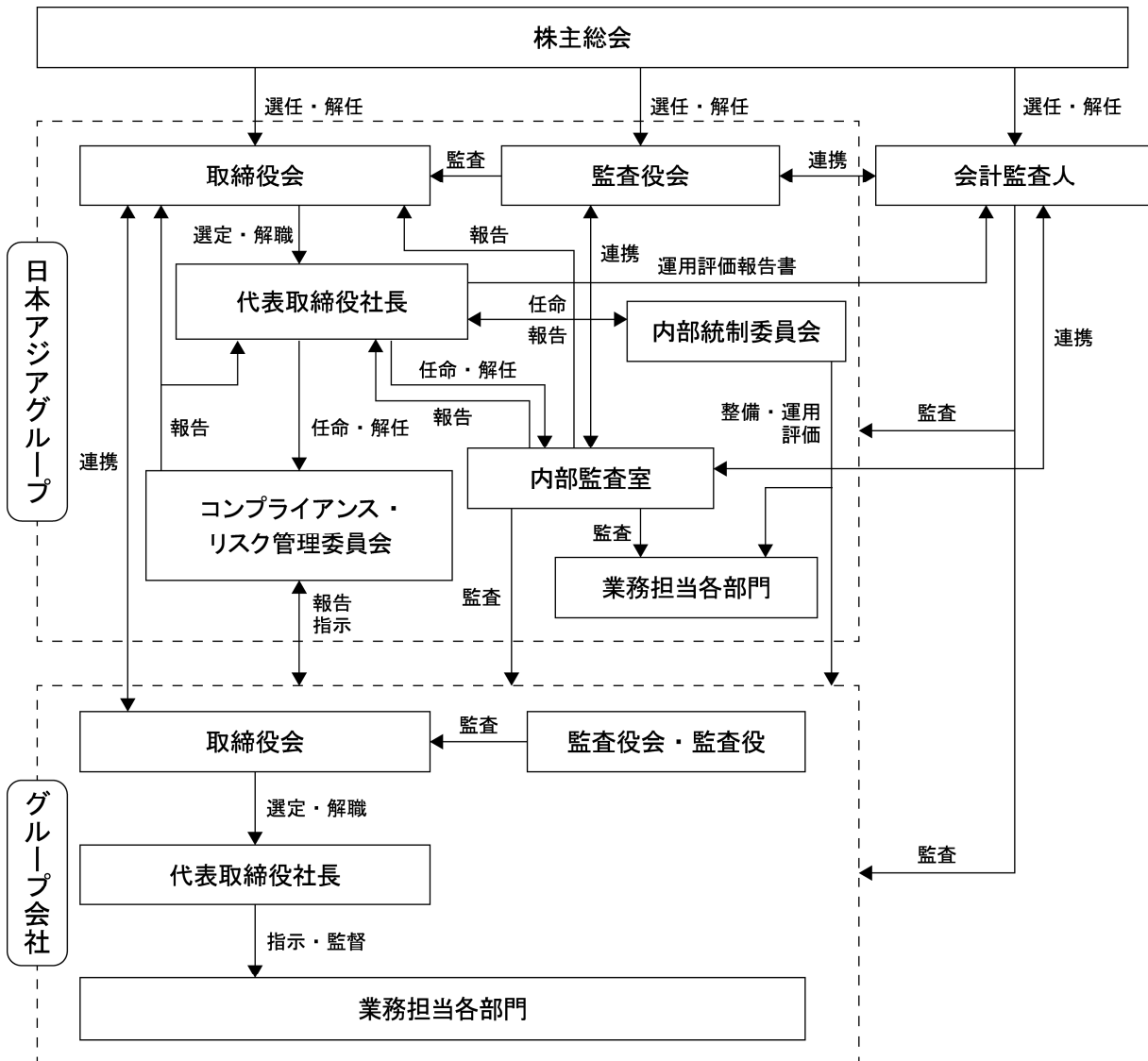
ホ 会社および会社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・「関係会社管理規程」にもとづき、純粋持株会社制の下でグループ各社が担うべき役割を明確にし、グループとして最適運営をはかる。
- ・グループの企業価値の最大化の役割を担う持株会社として、グループ各社における業務の適正を確保するため、各社の経営については自主性を尊重しつつ事業分野ごとに、現状報告や情報共有のための報告会議を開催し、当社へ結果報告を行う等グループ全体の視点から業務の適正を確保するための体制の整備をはかる。
- ・グループの全役職員は、業務遂行にあたりコンプライアンス上の疑義が生じた場合は、内部通報制度を利用し、相談および通報することができる。
- ・監査役会はグループ会社の監査役と意見交換会を適宜開催することができる。

ヘ 監査役会がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役の監査役業務補助のための補助スタッフを求めた場合には、会社の業務部門から独立した専従社員を設置する。
- ・補助スタッフの監査業務に関する独立性を確保するため、当該スタッフは監査業務に関して、業務を執行する者の指揮命令を受けないこととする。

- ト 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役会の出席のほか、業務執行上の意思決定に関する重要な会議への監査役への出席の機会の確保、重要な決裁書類等は監査役へ回付するほか、要請に応じて適宜社内文書等の提出または閲覧できる具体的手段を整備する。
 - ・内部情報に関する重要事実等が発生した場合は、取締役または使用人から、遅滞なく監査役に報告ができる体制を整備する。
 - ・取締役・使用人は、監査役が報告を求めた場合は、迅速かつ適切に監査役に報告を行う。
- チ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は、会計監査人の会計監査の内容および監査結果について説明を受けるとともに、情報や意見交換を行うなど会計監査人との連携をはかれるものとする。
 - ・内部監査室長は、監査役に対し、内部監査計画を協議するとともに内部監査結果について報告するなど、密接な連携をとるものとする。
- リ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- ・当社は、反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、社内規程等に明文の根拠を設け、経営陣以下、組織全体として対応する。
 - ・当社は、反社会的勢力等からの不当要求等に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係の構築に務め、必要に応じて連携して対応する。
 - ・当社は、反社会的勢力等とは業務上の取引関係を含めて、一切の関係を遮断する。
 - ・当社は、反社会的勢力等からの不当要求を拒絶し、必要に応じて民事および刑事の両面から法的対応を行う。
 - ・当社は、いかなる理由があっても事案を隠蔽するための反社会的勢力との裏取引は絶対に行わない。また、反社会的勢力等への資金提供は絶対に行わない。



(平成26年6月26日現在)

② 内部監査及び監査役監査の状況

(内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続)

監査役会は、常勤監査役を含む3名で構成されており、3名中2名が社外監査役であります。各監査役は監査役会が策定した監査計画に従い監査をすすめ、原則毎月開催される監査役会において報告しております。常勤の社外監査役及び非常勤の社外監査役は取締役会に常時出席し、職務執行の適正性、妥当性を確保いたしております。

また、社長直轄の内部監査室(2名)による内部監査を実施しており、当社の制度、組織、業務活動等の有効性及び効率性、コンプライアンスへの適合性等を検証し、改善のための提言又は是正のための勧告を行っております。また、持株会社の立場から、網羅的にグループ会社の監査結果についてレビューを行っております。

(内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係)

監査役と会計監査人は適宜意見交換会を行っており、内部監査室と会計監査人は財務報告に係る内部統制に関する事項を中心とする情報交換を適宜行っております。また、内部監査室は監査役に定期的に内部監査の報告を行うとともに定期的に意見交換会を開催します。

内部監査、監査役監査及び会計監査は、それぞれ監査実施上のリスクや被監査先の情報の把握のため、内部統制委員会と適宜意見交換を実施し、関連資料・情報の入手を行っております。

③ 社外取締役および社外監査役

当社では、社外からの経営のチェック機能を果たすために、専門性、独立性の高い社外役員として社外取締役1名、社外監査役2名を選任しております。社外取締役および社外監査役の独立性確保のための基準又は方針を設けておりませんが、当社は、一般株主との利益相反が生じる恐れがなく、経営陣から独立した立場から経営の公正かつ専門的な監査・監督機能を担う体制として、社外取締役および社外監査役全員を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、常勤監査役も社外監査役を選定しております。

社外監査役は、毎月定例で開催される取締役会に、独立した立場として出席しており、取締役の職務執行の監査を行っております。

社外取締役田辺孝二は、公務員経験および学識経験者として専門的知見を有しているため選任しております。社外監査役沼野健司は、長年にわたる金融機関での経験と知見を有し、監査役としての豊富な経験と知識を有しているため選任しております。社外監査役小林一男は、長年の業務執行の経験と、監査役としての豊富な経験を有しているため選任しております。

なお、「5 役員状況」に記載のとおり、社外取締役および社外監査役は、それぞれ当社株式を保有しておりますが、僅少であり、当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他特別の利害関係はありません。

当社は定款第28条および第39条において、社外取締役および社外監査役との責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社と社外取締役および社外監査役で締結した責任限定契約の概要は次のとおりであります。

<契約内容の概要>

社外取締役および社外監査役は、本契約締結後、その任務を怠ったことにより当社に対し損害をあたえた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条に定める最低責任限度額として、当社に対して損害責任を負うものとする。

④ 役員報酬の内容

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	252,180	233,700	—	18,480	—	6
監査役 (社外監査役を除く。)	8,500	7,200	—	1,300	—	1
社外役員	27,650	25,350	—	2,300	—	3

(注) 1 上記支給額のほか、社外役員が当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の総額は2,000千円
であります。

2 賞与は、当事業年度における役員賞与引当金繰入額であります。

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬限度額は、平成21年1月27日開催の第21回定時株主総会において年額300百万円以内と定める
固定枠と前事業年度の連結当期純利益の5%以内と定める変動枠の合計額と決議いただいております。監査役
の報酬限度額は、平成21年1月27日開催の第21回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

⑤ 株式の保有状況

i 当社については以下のとおりであります。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有
目的

該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並
びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

ニ 保有目的を変更した投資株式

該当事項はありません。

ii 当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額が最も大きい会社(最大保有会社)である国際航空株式会社については以下のとおりであります。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 18銘柄
 貸借対照表計上額の合計額 3,978,505千円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
空港施設(株)	2,270,307	1,416,671	長期的・安定的な取引関係の維持
(株)パイロットコーポレーション	3,465	886,000	長期的・安定的な取引関係の維持
応用地質(株)	330,000	516,120	長期的・安定的な取引関係の維持
(株)みずほフィナンシャルグループ	619,800	123,340	金融取引関係の維持・強化
NK S Jホールディングス(株)	52,500	103,110	長期的・安定的な取引関係の維持
(株)建設技術研究所	125,210	82,513	長期的・安定的な取引関係の維持
東海旅客鉄道(株)	7,000	69,440	事業推進のための政策投資等
(株)りそなホールディングス	75,100	36,648	金融取引関係の維持・強化
(株)ゼンリン	100	127	事業推進のための政策投資等

みなし保有株式

該当事項はありません。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
空港施設(株)	2,185,707	1,665,508	長期的・安定的な取引関係の維持
(株)パイロットコーポレーション	346,500	1,472,625	長期的・安定的な取引関係の維持
応用地質(株)	288,400	405,490	長期的・安定的な取引関係の維持
NK S Jホールディングス(株)	52,500	139,230	長期的・安定的な取引関係の維持
(株)みずほフィナンシャルグループ	619,800	126,439	金融取引関係の維持・強化
東海旅客鉄道(株)	7,000	84,420	事業推進のための政策投資等
(株)りそなホールディングス	75,100	37,474	金融取引関係の維持・強化
アジア航測(株)	2,106	743	長期的・安定的な取引関係の維持
(株)ゼンリン	100	104	事業推進のための政策投資等

みなし保有株式

該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
該当事項はありません。

iii 当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額が最大保有会社の次に大きい会社である日本アジア証券株式会社については以下のとおりであります。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 4 銘柄
貸借対照表計上額の合計額 925,624千円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)東和銀行	7,674,000	859,488	金融取引関係の維持・強化

みなし保有株式

該当事項はありません。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)東和銀行	3,000,000	303,000	金融取引関係の維持・強化

みなし保有株式

該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

	前事業年度 (千円)	当事業年度(千円)			
	貸借対照表計上 額の合計額	貸借対照表計上 額の合計額	受取配当金の 合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式	3,183	3,183	60	—	(注)
上記以外の株式	98,500	87,000	600	—	7,310

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載しておりません。

⑥ 会計監査の状況

会計監査につきましては、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、監査契約にもとづき会計監査を受けております。当社と同監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士の氏名

鈴木 一宏、三宅 孝典

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 12名

その他 13名

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款に定めております。

⑧ 取締役の選任決議要件

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及びその選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑨ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

イ 取締役の責任免除

当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

ロ 監査役の責任免除

当社は、監査役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

ハ 会計監査人の責任免除

当社は、会計監査人が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する会計監査人(会計監査人であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

ニ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当することができる旨を定款に定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を行うため、会社法第165条第2項の規定にもとづき、取締役会の決議によって、同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	56,000	—	51,000	—
連結子会社	59,900	1,300	61,400	1,000
計	115,900	1,300	112,400	1,000

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社の一部は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人与同一のネットワークに属しているErnst & Youngのメンバーファームに対して、監査証明業務及び非監査業務に基づく報酬4,254千円を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社の一部は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人与同一のネットワークに属しているErnst & Youngのメンバーファームに対して、監査証明業務及び非監査業務に基づく報酬5,318千円を支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査報酬の見積り内容を確認し監査役会の同意を得たうえで決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、研修等に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※7 21,507,412	※7 21,574,339
受取手形及び売掛金	※7 25,688,862	※7 27,710,839
証券業におけるトレーディング商品	※7 220,528	※7 311,163
商品及び製品	※7 130,824	—
仕掛品	12,910	※10 255,820
原材料及び貯蔵品	9,982	307,114
販売用不動産	※7 6,943,781	※7 8,473,799
証券業における信用取引資産	※3 7,025,414	※3 8,734,203
短期貸付金	※5 27,739	1,961
未収入金	1,179,070	1,284,916
繰延税金資産	341,620	351,742
その他	※7 6,519,728	※7 7,754,498
貸倒引当金	△20,557	△87,476
流動資産合計	69,587,320	76,672,923
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※7 8,931,461	※7 9,029,057
減価償却累計額	△5,104,659	△5,147,465
減損損失累計額	△651,810	△659,693
建物及び構築物（純額）	3,174,991	3,221,897
機械装置及び運搬具	※7,※9 6,434,704	※7,※9 10,520,509
減価償却累計額	△804,013	△1,198,466
減損損失累計額	△240,018	△240,018
機械装置及び運搬具（純額）	5,390,672	9,082,025
土地	※7 5,493,179	※7 6,917,761
リース資産	1,071,476	※7 2,301,231
減価償却累計額	△476,918	△517,162
減損損失累計額	△80,050	△15,769
リース資産（純額）	514,507	1,768,299
建設仮勘定	32,316	643,165
その他	※7 1,214,285	※7 1,180,761
減価償却累計額	△880,552	△861,753
減損損失累計額	△107,422	△103,846
その他（純額）	226,310	215,161
有形固定資産合計	14,831,977	21,848,311
無形固定資産		
その他	1,392,625	1,043,006
無形固定資産合計	1,392,625	1,043,006

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	※1,※7 7,365,789	※1,※7 6,130,520
長期貸付金	224,519	211,423
敷金及び保証金	1,285,102	1,311,630
繰延税金資産	227,633	162,701
その他	※7 3,124,376	※7 2,254,534
貸倒引当金	△1,249,696	△1,121,076
投資その他の資産合計	10,977,725	8,949,733
固定資産合計	27,202,327	31,841,051
繰延資産		
創立費	534	2,405
開業費	63,723	247,162
繰延資産合計	64,257	249,567
資産合計	96,853,905	108,763,542
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,801,736	6,554,985
短期借入金	※6,※7 17,528,190	※6,※7 14,921,300
証券業における預り金	2,669,629	2,862,251
1年内償還予定の社債	16,506,000	16,066,000
1年内返済予定の長期借入金	※7 2,228,169	※7 6,630,398
リース債務	194,775	※7 259,402
未払金	2,499,703	3,256,149
未払法人税等	594,505	1,334,764
証券業における信用取引負債	※4,※7 6,159,790	※4,※7 6,631,742
繰延税金負債	5,755	865
賞与引当金	1,207,021	2,115,044
役員賞与引当金	47,000	22,080
受注損失引当金	137,435	※10 355,892
その他	4,566,044	6,256,831
流動負債合計	61,145,756	67,267,708
固定負債		
社債	739,000	753,000
長期借入金	※7 11,023,670	※7 11,631,992
リース債務	355,233	※7 1,536,073
繰延税金負債	1,141,779	1,312,038
退職給付引当金	1,985,911	—
退職給付に係る負債	—	2,371,260
負ののれん	217,279	205,018
その他	850,199	1,144,448
固定負債合計	16,313,072	18,953,832

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	※8 31,228	※8 45,555
特別法上の準備金合計	31,228	45,555
負債合計	77,490,057	86,267,097
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,800,000	3,892,792
資本剰余金	7,329,705	7,422,498
利益剰余金	8,004,632	10,511,948
自己株式	△630,462	△636,010
株主資本合計	18,503,875	21,191,229
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,083,667	1,444,967
繰延ヘッジ損益	△17,525	△15,324
為替換算調整勘定	△270,363	△827,290
退職給付に係る調整累計額	—	△242,906
その他の包括利益累計額合計	795,778	359,446
新株予約権	—	34,783
少数株主持分	64,194	910,986
純資産合計	19,363,848	22,496,445
負債純資産合計	96,853,905	108,763,542

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)
売上高	64,384,943	74,346,574
売上原価	※1,※2 43,975,297	※1,※2 49,391,230
売上総利益	20,409,646	24,955,343
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	668,094	666,559
業務委託費	457,834	503,992
貸倒引当金繰入額	11,417	67,784
給料及び手当	8,658,392	8,806,350
賞与引当金繰入額	776,931	1,338,448
役員賞与引当金繰入額	47,000	22,080
のれん償却額	151,095	—
その他	※3 8,141,432	※3 9,071,303
販売費及び一般管理費合計	18,912,197	20,476,519
営業利益	1,497,448	4,478,824
営業外収益		
受取利息	64,706	18,196
受取配当金	118,226	85,018
負ののれん償却額	92,290	12,260
持分法による投資利益	159,559	132,524
為替差益	110,521	632,623
貸倒引当金戻入額	103,463	14,127
その他	139,011	145,346
営業外収益合計	787,778	1,040,097
営業外費用		
支払利息	1,327,583	1,355,675
貸倒引当金繰入額	—	1,432
その他	283,929	384,431
営業外費用合計	1,611,513	1,741,539
経常利益	673,714	3,777,381
特別利益		
固定資産売却益	※4 67,332	—
投資有価証券売却益	751,594	335,733
関係会社株式売却益	79,045	398,012
負ののれん発生益	464,401	—
金融商品取引責任準備金戻入	3,147	—
特別利益合計	1,365,521	733,745

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)
特別損失		
固定資産除売却損	※5 8,871	※5 11,752
減損損失	※6 64,736	※6 27,875
投資有価証券売却損	29,770	—
投資有価証券評価損	4,779	76,693
関係会社株式売却損	305	352,066
段階取得に係る差損	42,668	—
事務所移転費用	72,561	—
投資信託補正損失	110,121	—
システム統合費用	38,600	—
金融商品取引責任準備金繰入れ	—	14,327
その他	13,000	47,619
特別損失合計	385,415	530,333
税金等調整前当期純利益	1,653,821	3,980,794
法人税、住民税及び事業税	686,873	1,465,166
法人税等調整額	△56,939	△2,071
法人税等合計	629,934	1,463,094
少数株主損益調整前当期純利益	1,023,886	2,517,699
少数株主利益又は少数株主損失 (△)	△14,384	10,383
当期純利益	1,038,271	2,507,316

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)
少数株主損益調整前当期純利益	1,023,886	2,517,699
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	714,325	324,388
繰延ヘッジ損益	△12,260	2,071
為替換算調整勘定	△261,974	△556,927
持分法適用会社に対する持分相当額	5,449	37,052
その他の包括利益合計	※1 445,538	※1 △193,414
包括利益	1,469,425	2,324,284
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,483,804	2,313,890
少数株主に係る包括利益	△14,378	10,394

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,800,000	7,615,105	6,966,361	△1,129,153	17,252,313
当期変動額					
新株の発行(新株 予約権の行使)					—
当期純利益			1,038,271		1,038,271
株式交換による減少		△285,400		498,691	213,291
自己株式の取得					—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△285,400	1,038,271	498,691	1,251,562
当期末残高	3,800,000	7,329,705	8,004,632	△630,462	18,503,875

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	364,201	△5,568	△8,388	—	350,245	—	301,178	17,903,737
当期変動額								
新株の発行(新株 予約権の行使)								—
当期純利益								1,038,271
株式交換による減少								213,291
自己株式の取得								—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	719,465	△11,957	△261,974	—	445,533	—	△236,984	208,549
当期変動額合計	719,465	△11,957	△261,974	—	445,533	—	△236,984	1,460,111
当期末残高	1,083,667	△17,525	△270,363	—	795,778	—	64,194	19,363,848

当連結会計年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,800,000	7,329,705	8,004,632	△630,462	18,503,875
当期変動額					
新株の発行(新株 予約権の行使)	92,792	92,792			185,585
当期純利益			2,507,316		2,507,316
株式交換による減少					—
自己株式の取得				△5,547	△5,547
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	92,792	92,792	2,507,316	△5,547	2,687,353
当期末残高	3,892,792	7,422,498	10,511,948	△636,010	21,191,229

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	1,083,667	△17,525	△270,363	—	795,778	—	64,194	19,363,848
当期変動額								
新株の発行(新株 予約権の行使)								185,585
当期純利益								2,507,316
株式交換による減少								—
自己株式の取得								△5,547
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	361,300	2,201	△556,927	△242,906	△436,331	34,783	846,791	445,243
当期変動額合計	361,300	2,201	△556,927	△242,906	△436,331	34,783	846,791	3,132,597
当期末残高	1,444,967	△15,324	△827,290	△242,906	359,446	34,783	910,986	22,496,445

【連結株主資本等変動計算書の欄外注記】

- (注) 平成21年2月20日の旧日本アジアグループ株式会社、旧株式会社モスインスティテュート及び当社との三者合併以前より日本アジアホールディングズ株式会社等の連結子会社が保有している親会社株式は、自己株式に相当しますが、連結上は相殺消去しております。

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,653,821	3,980,794
減価償却費	1,195,246	1,274,380
繰延資産償却額	3,112	17,165
のれん償却額	151,095	—
負ののれん償却額	△92,290	△12,260
負ののれん発生益	△464,401	—
減損損失	64,736	27,875
関係会社株式売却損益 (△は益)	△78,740	△45,945
投資有価証券売却損益 (△は益)	△721,824	△335,733
投資有価証券評価損益 (△は益)	4,779	76,693
段階取得に係る差損益 (△は益)	42,668	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△85,369	55,265
賞与引当金の増減額 (△は減少)	547,683	908,022
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	47,000	△24,920
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	12,099	—
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	—	142,442
受注損失引当金の増減額 (△は減少)	58,261	218,457
債務保証損失引当金の増減額 (△は減少)	△858	—
受取利息及び受取配当金	△182,932	△103,214
支払利息	1,327,583	1,355,675
為替差損益 (△は益)	△436,628	△872,608
固定資産除売却損益 (△は益)	△58,461	11,752
持分法による投資損益 (△は益)	△159,559	△132,524
売上債権の増減額 (△は増加)	△1,719,070	△1,678,948
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,075,114	△2,068,396
仕入債務の増減額 (△は減少)	732,498	△319,261
証券業における信用取引資産及び証券業における信用取引負債の増減額	△425,147	△1,236,837
証券業におけるトレーディング商品の増減額	25,546	71,035
証券業における預り金の増減額 (△は減少)	361,603	192,622
リース債権の増減額 (△は増加)	—	△230,985
その他	△29,641	△87,504
小計	697,695	1,183,039
利息及び配当金の受取額	226,479	138,394
利息の支払額	△1,322,207	△1,418,569
法人税等の支払額	△598,034	△806,716
営業活動によるキャッシュ・フロー	△996,066	△903,852

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額 (△は増加)	△707,211	△311,040
有形固定資産の取得による支出	△1,429,536	△5,386,346
有形固定資産の売却による収入	1,109,971	83,133
無形固定資産の取得による支出	△284,335	△45,903
繰延資産の取得による支出	△67,370	△146,905
投資有価証券の取得による支出	△3,326	△1,193,023
投資有価証券の売却による収入	1,910,538	1,450,546
関係会社株式の売却による収入	116,539	2,002,693
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△25,240	△287,754
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	△8,026	—
貸付けによる支出	△1,052,492	△80,134
貸付金の回収による収入	1,861,684	112,922
子会社株式の取得による支出	△41,554	—
その他	△91,777	△138,502
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,287,862	△3,940,313
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金増減額 (△は減少)	2,155,611	△2,556,890
長期借入れによる収入	4,692,839	10,008,593
長期借入金の返済による支出	△3,661,935	△5,086,151
社債の発行による収入	24,652,843	27,743,928
社債の償還による支出	△22,627,000	△28,186,000
リース債務の返済による支出	△241,071	△216,925
セール・アンド・リースバックによる収入	—	535,427
自己株式の取得による支出	—	△5,547
新株予約権の行使による株式の発行による収入	—	179,450
新株予約権の発行による収入	—	40,957
少数株主からの払込みによる収入	—	800,000
少数株主への配当金の支払額	△3,078	△3,078
その他	—	193,904
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,968,210	3,447,669
現金及び現金同等物に係る換算差額	125,905	223,457
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	5,385,911	△1,173,038
現金及び現金同等物の期首残高	14,184,479	19,570,391
現金及び現金同等物の期末残高	※1 19,570,391	※1 18,397,352

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 79社

主な連結子会社の名称

日本アジアホールディングズ(株)

日本アジア証券(株)

国際航業ホールディングス(株)

国際航業(株)

(2) 非連結子会社の数 -社

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 1社

会社等の名称

(株)ミッドマップ東京

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

1) 売買目的有価証券(証券業におけるトレーディング商品)

時価法を採用しております。

2) その他有価証券

イ 時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)を採用しております。

ロ 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

③ たな卸資産

商品及び製品・仕掛品・原材料及び貯蔵品・販売用不動産

主として、個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。なお、有形固定資産の一部(太陽光発電設備)については、定額法を適用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	2～20年
その他	2～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

① 創立費

5年間で均等償却しております。

② 開業費

5年間で均等償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

④ 受注損失引当金

受注業務に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未完了業務の損失見込額を計上しております。

⑤ 金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

- (5) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。
 - ③ 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- (7) 重要な収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）を、それ以外の請負契約については工事完成基準を適用しております。
- (8) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
特例処理の要件を満たしているものについては特例処理を採用しており、それ以外のものについては繰延ヘッジ処理によっております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……………金利スワップ
ヘッジ対象……………借入金等に係る金利
 - ③ ヘッジ方針
金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
 - ④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの既に経過した期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の間に高い相関関係があるか否かで有効性を評価しております。なお、特例処理による金利スワップについてはヘッジの有効性評価を省略しております。
- (9) のれんの償却方法及び償却期間
のれん及び平成22年3月31日以前に発生した負ののれん及び負ののれん相当額については投資効果の発現する期間を個別に見積もり、合理的な期間で均等償却しております。また、平成22年4月1日以後に発生した負ののれんについては、全額を特別利益として計上しております。
- (10) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
- (11) その他連結財務諸表作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が2,371,260千円計上されております。また、その他の包括利益累計額が242,906千円減少しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1) 概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

(2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中です。

(追加情報)

(連結納税制度の適用)

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌連結会計年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当連結会計年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(企業会計基準委員会 実務対応報告第5号 平成23年3月18日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(企業会計基準委員会 実務対応報告第7号 平成22年6月30日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
投資有価証券(株式)	1,804,008千円	39,842千円

2 偶発債務

次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)		当連結会計年度 (平成26年3月31日)	
従業員	632千円	銀行の借入債務	従業員	2,721千円
複数得意先	62,780千円	顧客の借入債務 (つなぎ融資)	複数得意先	10,300千円
	一千円		出資先	3,520千円
計	63,412千円		計	16,541千円

※3 証券関連事業において差入れている有価証券等の時価額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
信用取引貸証券	423,128千円	146,368千円
信用取引借入金の本担保証券	5,646,046千円	6,436,416千円
差入保証金代用有価証券	2,787,835千円	3,088,006千円
消費貸借契約により貸し付けた 有価証券	8,882千円	73,547千円
長期差入保証金代用有価証券	334,905千円	349,190千円
その他担保として差し入れた 有価証券	724,550千円	704,848千円

※4 証券関連事業において差入れを受けている有価証券等の時価額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
信用取引借証券	239,494千円	75,668千円
信用取引貸付金の本担保証券	6,742,022千円	7,706,888千円
受入保証金代用有価証券	9,628,936千円	10,074,952千円

※5 貸出コミットメント契約(貸手側)

当社連結子会社日本アジアファイナンシャルサービス(株)においては、カードローン及びクレジット業務に附帯するキャッシング業務等を行っております。

また、顧客との融資契約において貸出コミットメント契約を締結しております。

当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る貸出金未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
貸出コミットメントの総額	15,000千円	一千円
貸出実行残高	2,463千円	一千円
差引額	12,536千円	一千円

※6 当座貸越契約等(借手側)

一部の連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関24行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	9,922,971千円	18,063,000千円
借入実行残高	6,523,000千円	12,862,700千円
差引額	3,399,971千円	5,200,300千円

※7 担保に供している資産及び担保付き債務

(1) 担保資産

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
現金及び預金	1,218,201千円	2,419,220千円
受取手形及び売掛金	77,540千円	188,875千円
証券業におけるトレーディング商品	199,960千円	199,980千円
商品及び製品	130,824千円	—千円
販売用不動産	3,302,247千円	4,165,680千円
その他(流動資産)	62,960千円	119,909千円
建物及び構築物	2,593,734千円	2,668,485千円
機械装置及び運搬具	3,935,793千円	7,089,877千円
土地	5,137,782千円	5,137,782千円
リース資産	—千円	1,192,287千円
その他(有形固定資産)	8,732千円	36,221千円
投資有価証券	5,339,180千円	3,678,719千円
その他(投資その他の資産)	1,125,900千円	388,099千円
計	23,132,857千円	27,285,140千円

(2) 担保付き債務

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
短期借入金	4,550,590千円	3,389,000千円
1年内返済予定の長期借入金	1,762,595千円	5,959,856千円
証券業における信用取引負債	524,159千円	10,351千円
長期借入金	10,416,093千円	10,498,683千円
リース債務	—千円	1,254,546千円
計	17,253,438千円	21,112,438千円

※8 特別法上の準備金

金融商品取引法の規定に基づく準備金を計上しております。準備金の計上を規定した法令の条項は、下記のとおりであります。

金融商品取引責任準備金

金融商品取引法第46条の5の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条第1項に基づき計上しております。

※9 有形固定資産の取得価額から直接減額した圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
機械装置及び運搬具	250,473千円	250,473千円

※10 たな卸資産及び受注損失引当金の表示

損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

受注損失引当金に対応するたな卸資産の額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
仕掛品	一千円	234,319千円

(連結損益計算書関係)

※1 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

	前連結会計年度 (自 平成24年5月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上原価	△136,740千円	167,676千円

※2 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額

	前連結会計年度 (自 平成24年5月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
	58,261千円	218,457千円

※3 研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成24年5月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
販売費及び一般管理費に含まれる 研究開発費	153,998千円	184,084千円

※4 固定資産売却益の内訳

	前連結会計年度 (自 平成24年5月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
土地及び建物等	67,332千円	一千円

※5 固定資産除売却損の内訳

	前連結会計年度 (自 平成24年5月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
土地及び建物	8,871千円	11,752千円

※6 減損損失

前連結会計年度(自 平成24年5月1日 至 平成25年3月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

(1) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、資産を事業資産、賃貸資産、遊休資産等にグループ化し、事業資産については、地域事業所等をグルーピングの最小単位とし、賃貸資産及び遊休資産については個別の物件を最小単位としております。

(2) 減損損失を認識した資産グループ及び減損損失計上額、資産種類ごとの内訳

用途	場所	種類	金額(千円)
事業資産	東京都中央区	建物及び構築物、 その他(無形固定資産)等	61,537
	静岡県静岡市ほか	建物及び構築物、 その他(無形固定資産)等	3,199
合計			64,736

(3) 減損損失を認識するに至った経緯

一部の連結子会社における事業資産の収益性の低下により、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額64,736千円を減損損失として特別損失に計上しております。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額については、使用価値により算定しております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

(1) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、資産を事業資産、賃貸資産、遊休資産等にグループ化し、事業資産については、地域事業所等をグルーピングの最小単位とし、賃貸資産及び遊休資産については個別の物件を最小単位としております。

(2) 減損損失を認識した資産グループ及び減損損失計上額、資産種類ごとの内訳

用途	場所	種類	金額(千円)
事業資産等	沖縄県那覇市	その他(有形固定資産)	18,105
	東京都中央区ほか	建物及び構築物、 その他(無形固定資産)等	9,769
合計			27,875

(3) 減損損失を認識するに至った経緯

一部の連結子会社における事業資産の収益性の低下により、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額27,875千円を減損損失として特別損失に計上しております。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額については、使用価値により算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ 1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	1,676,477 千円	355,068 千円
組替調整額	△681,777 "	172,008 "
税効果調整前	994,700 千円	527,077 千円
税効果額	△280,374 "	△202,688 "
その他有価証券評価差額金	714,325 千円	324,388 千円
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	△18,698 千円	9,859 千円
組替調整額	— "	△9,389 "
税効果調整前	△18,698 千円	470 千円
税効果額	6,437 "	1,601 "
繰延ヘッジ損益	△12,260 千円	2,071 千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	△261,974 千円	△559,714 千円
組替調整額	— "	2,787 "
為替換算調整勘定	△261,974 千円	△556,927 千円
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	5,449 千円	37,052 千円
その他の包括利益合計	445,538 千円	△193,414 千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成24年5月1日 至 平成25年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (株)	増加(株)	減少(株)	当連結会計年度末 (株)
発行済株式				
普通株式	2,713,838	—	—	2,713,838
合計	2,713,838	—	—	2,713,838
自己株式				
普通株式(注)1、 2	215,277	1,180	94,601	121,856
合計	215,277	1,180	94,601	121,856

(注) 1. 連結子会社の持分変動に伴う自己株式(当社株式)の持分の増加1,180株であります。

2. 連結子会社保有の自己株式(当社株式)の株式交換による減少94,601株であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (株)	増加(株)	減少(株)	当連結会計年度末 (株)
発行済株式				
普通株式(注) 1	2,713,838	24,667,042	—	27,380,880
合計	2,713,838	24,667,042	—	27,380,880
自己株式				
普通株式(注) 2、 3	121,856	1,104,669	751	1,225,774
合計	121,856	1,104,669	751	1,225,774

(注) 1. 株式分割による増加24,424,542株及び新株予約権の権利行使による増加242,500株であります。

2. 株式分割による増加1,096,704株及び単元未満株式の買取りによる増加7,965株であります。

3. 連結子会社の持分変動に伴う自己株式(当社株式)の持分の減少751株であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	平成25年ストック・ オプションとしての 新株予約権	普通株式	—	—	—	—	9,068
	平成25年新株予約権 (注2、3)	普通株式	—	5,000,000	242,500	4,757,500	25,714
合計			—	5,000,000	242,500	4,757,500	34,783

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 平成25年新株予約権の増加は、発行によるものであります。

3. 平成25年新株予約権の減少は、権利行使によるものであります。

3 配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)
現金及び預金勘定	21,507,412千円	21,574,339千円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金等	△1,937,021千円	△3,176,987千円
現金及び現金同等物	19,570,391千円	18,397,352千円

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 3月 31日)

株式の追加取得により多摩証券(株)他1社を新たに連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに多摩証券(株)他1社の株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次の通りであります。

流動資産	1,385,372千円
固定資産	370,470千円
流動負債	△653,888千円
固定負債	△144,212千円
特別法上の準備金	△7,007千円
少数株主持分	△302,090千円
負ののれん発生益	△204,054千円
株式の取得価額	444,589千円
支配獲得時の取得価額	△74,652千円
段階取得に係る差損	42,668千円
追加取得株式の取得価額	412,604千円
現金及び現金同等物	△387,364千円
差引：取得のための支出	25,240千円

当連結会計年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)

株式の取得によりVRE INVESTMENT SINGAPORE 1 PTE.LTD他1社を新たに連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにVRE INVESTMENT SINGAPORE 1 PTE.LTD他1社の株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次の通りであります。

流動資産	8,023千円
固定資産	308,877千円
流動負債	△9,653千円
少数株主持分	6,770千円
その他	△19,548千円
株式の取得価額	294,469千円
現金及び現金同等物	△6,715千円
差引：取得のための支出	287,754千円

3 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)
ファイナンス・リース取引に係る 資産及び債務の額	100,642千円	1,462,392千円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、空間情報コンサルティング事業、ファイナンスサービス事業における生産設備、コンピュータ及びその周辺機器であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

主として、空間情報コンサルティング事業における生産設備であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1年内	154,994	180,146
1年超	443,161	369,630
合計	598,156	549,777

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、「空間情報コンサルティング事業」、「グリーンプロパティ事業」、「グリーンエネルギー事業」及び「ファイナンシャルサービス事業」を行っております。運転資金については原則として金融機関からの短期借入金による調達を行っております。

設備資金につきましては案件ごとに手元資金で賄えるか不足するかについての検討を行い、不足が生じる場合は金融機関からの長期借入金による調達を行っております。資金に余剰が生じた場合は、借入金の返済によって資金効率の向上に努めることを基本方針としておりますが、一時的な余剰資金である場合においては定期預金を中心に保全を最優先した運用を行うこととしております。

当社グループのうち一部の連結子会社は、ファイナンシャルサービス事業を行うため、市場の状況や長短借入金のバランスを調整して、銀行借入による間接金融によって資金調達を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループの一部の連結子会社が保有する金融資産は、主として個人に対する信用取引貸付金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、証券業におけるトレーディング商品及び投資有価証券は、主に株式、債券及び投資信託であり、売買目的及び純投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債権である受取手形及び売掛金、証券業における信用取引資産は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、そのほとんどが1年以内の回収期日であります。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。営業債務である買掛金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

短期借入金、証券業における信用取引負債は、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、変動金利の借入は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとのデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

海外子会社への外貨建ての貸付金については、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

社債は、主に営業取引に係る資金調達の一環であります。

ファイナンシャルサービス事業におけるデリバティブ取引には先物取引及び為替予約取引があり、市場価格の変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

当社グループは、営業債権である受取手形及び売掛金について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。一部の連結子会社は、信用取引貸付金について、リスク管理規程に従い、個別案件ごとの与信審査、与信限度額への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、コンプライアンス部により行われ、また、定期的に内部管理統括責任者に報告を行っております。

ロ 市場リスクの管理

変動金利の借入金のうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとのデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。

海外子会社への外貨建て貸付金においては、為替変動リスクを一定の範囲に限定することを目的に先物為替予約を利用しております。

投資有価証券は、定期的に時価を把握しております。

一部の連結子会社は、リスク管理規程に従い、自己売買のディーラー別限度額を設け、売買管理部により日々管理し定期的に内部管理統括責任者に報告を行っております。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、資金調達手段の多様化、複数の金融機関からの当座貸越枠の取得、月次の資金繰計画の作成などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成25年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	21,507,412	21,507,412	—
(2) 受取手形及び売掛金	25,688,862	25,688,862	—
(3) 証券業における信用取引資産	7,025,414	7,025,414	—
(4) 投資有価証券	6,050,150	6,049,148	△1,001
資産計	60,271,839	60,270,838	△1,001
(1) 買掛金	6,801,736	6,801,736	—
(2) 短期借入金	17,528,190	17,528,190	—
(3) 証券業における預り金	2,669,629	2,669,629	—
(4) 証券業における信用取引負債	6,159,790	6,159,790	—
(5) 社債(※1)	17,245,000	17,252,558	7,558
(6) 長期借入金(※2)	13,251,839	13,659,007	407,167
負債計	63,656,186	64,070,912	414,726
デリバティブ取引	—	—	—

(※1) 社債には、一年内に償還予定のものを含めております。

(※2) 長期借入金には、一年内に返済予定のものを含めております。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	21,574,339	21,574,339	—
(2) 受取手形及び売掛金	27,710,839	27,710,839	—
(3) 証券業における信用取引資産	8,734,203	8,734,203	—
(4) 投資有価証券	4,485,330	4,485,330	—
資産計	62,504,713	62,504,713	—
(1) 買掛金	6,554,985	6,554,985	—
(2) 短期借入金	14,921,300	14,921,300	—
(3) 証券業における預り金	2,862,251	2,862,251	—
(4) 証券業における信用取引負債	6,631,742	6,631,742	—
(5) 社債(※1)	16,819,000	16,824,751	5,751
(6) 長期借入金(※2)	18,262,391	18,640,930	378,539
負債計	66,051,671	66,435,961	384,290
デリバティブ取引	—	—	—

(※1) 社債には、一年内に償還予定のものを含めております。

(※2) 長期借入金には、一年内に返済予定のものを含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 証券業における信用取引資産

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価については、株式は期末日における取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 証券業における預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 証券業における信用取引負債

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債

市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 長期借入金

長期借入金の種類(会社毎)や一定の期間に基づく区分ごとに分類し、固定金利のもの、または、変動金利であっても金利の変動が市場金利に連動していないもの、金利スワップの特例処理によるものについては、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成25年3月31日	平成26年3月31日
非上場株式等	1,315,638	1,645,189

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超3年以内 (千円)	3年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
現金及び預金	21,507,412	—	—	—
受取手形及び売掛金	25,688,862	—	—	—
証券業における 信用取引資産	7,025,414	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	—	—	—	—
合計	54,221,689	—	—	—

当連結会計年度(平成26年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超3年以内 (千円)	3年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
現金及び預金	21,574,339	—	—	—
受取手形及び売掛金	27,710,839	—	—	—
証券業における 信用取引資産	8,734,203	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	—	—	—	—
合計	58,019,381	—	—	—

(注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超3年以内 (千円)	3年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	17,528,190	—	—	—
社債	16,506,000	549,000	190,000	—
長期借入金	2,228,169	7,230,281	1,004,436	2,788,951
合計	36,262,359	7,779,281	1,194,436	2,788,951

当連結会計年度(平成26年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超3年以内 (千円)	3年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	14,921,300	—	—	—
社債	16,066,000	583,000	170,000	—
長期借入金	6,630,398	5,718,619	1,403,102	4,510,270
合計	37,617,698	6,301,619	1,573,102	4,510,270

(有価証券関係)

1 売買目的有価証券

	平成25年3月31日	平成26年3月31日
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	△11,813千円	8,559千円

2 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3 その他有価証券

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	4,153,127	2,431,610	1,721,517
	小計	4,153,127	2,431,610	1,721,517
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	125,495	133,341	△7,845
	小計	125,495	133,341	△7,845
合計		4,278,623	2,564,951	1,713,671

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 1,283,157千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	4,406,045	2,318,139	2,087,905
	小計	4,406,045	2,318,139	2,087,905
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	79,285	103,807	△24,521
	小計	79,285	103,807	△24,521
合計		4,485,330	2,421,946	2,063,384

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 1,605,347千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成24年5月1日 至 平成25年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	1,910,538	751,594	△29,770
合計	1,910,538	751,594	△29,770

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	1,450,546	335,733	△0
合計	1,450,456	335,733	△0

5 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 平成24年5月1日 至 平成25年3月31日)

当連結会計年度において、有価証券について4,779千円(その他有価証券の株式4,779千円)減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、原則として期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、減損処理を行っております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当連結会計年度において、有価証券について76,693千円(その他有価証券の株式76,693千円)減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、原則として期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成25年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	香港ドル	7,148	—	137	137
	ベトナムドン	11,427	—	497	497
	インドネシアルピア	6,831	—	196	196
	買建				
	米ドル	59,413	—	△187	△187
	香港ドル	8,592	—	△58	△58
合計		93,413	—	585	585

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	412,080	—	971	971
	香港ドル	13,864	—	209	209
	ベトナムドン	5,536	—	186	186
	インドネシアルピア	2,193	—	90	90
	買建				
	米ドル	15,405	—	△16	△16
	香港ドル	16,246	—	21	21
	インドネシアルピア	2,110	—	4	4
合計		467,437	—	1,467	1,467

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

該当事項はありません。

(2) 金利関連

前連結会計年度(平成25年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	当座借越及び社債	720,000	—	△24,465
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	5,305,092	4,546,102	△167,150
合計			6,025,092	4,546,102	△191,616

(注) 時価の算定方法

時価はデリバティブ取引に係る契約を約定した金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	当座借越及び社債	700,000	—	△14,388
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	6,623,813	2,959,941	△137,027
合計			7,323,813	2,959,941	△151,415

(注) 時価の算定方法

時価はデリバティブ取引に係る契約を約定した金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成24年5月1日 至 平成25年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は主として確定拠出型の年金制度を採用しております。なお、一部の連結子会社では確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

また、一部のグループ会社は厚生年金基金制度に加入しております。

当社グループの一部の会社が加入する厚生年金基金(代行部分を含む。)は総合設立方式であり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、退職給付に係る会計基準(企業会計審議会 平成10年6月16日)注解12(複数事業主制度の企業年金について)により、年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

・要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

(1) 制度全体の積立状況に関する事項

	平成24年3月31日現在
年金資産の額(百万円)	146,037
年金財政計算上の給付債務の額(百万円)	162,741
差引額(百万円)	△16,703

(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合

平成24年3月31日現在 6.03%

(3) 上記の(1)差引額的主要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高(平成24年3月31日現在9,354百万円)及び繰越不足金(平成24年3月31日現在7,350百万円)であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年元利均等償却であります。

なお、上記(2)の割合は、当社グループの実際の負担割合とは一致しておりません。

2 退職給付債務に関する事項

(1) 退職給付債務(千円)	△2,195,507
(2) 年金資産(千円)	—
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	△2,195,507
(4) 未認識数理計算上の差異(千円)	132,475
(5) 未認識過去勤務債務(債務の減額)(千円)	77,121
(6) 連結貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)(千円)	△1,985,911
(7) 前払年金費用(千円)	—
(8) 退職給付引当金(6)-(7)(千円)	△1,985,911

(注) 一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

(1) 勤務費用(千円) (注) 1	270,616
(2) 利息費用(千円)	30,103
(3) 期待運用収益(減算)(千円)	—
(4) 過去勤務債務の費用処理額(千円)	66,103
(5) 数理計算上の差異の費用処理額(千円)	△840
(6) 退職給付費用(1)+(2)+(3)+(4)+(5)(千円)	365,983
(7) 確定拠出年金への掛金支払額(千円)	376,265
(8) 合計(6)+(7)(千円)	742,249

(注) 1 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は「勤務費用」に記載しております。

2 上記退職給付費用以外に厚生年金基金の拠出344,255千円及び特別退職金として50,587千円があります。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

1.3%

(3) 期待運用収益率

—%

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

10年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による按分額を費用処理する方法)

(5) 数理計算上の差異の処理年数

5年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による按分額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理する方法)

(6) 会計基準変更時差異の処理年数

10年

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は主として確定拠出型の年金制度を採用しております。なお、一部の連結子会社では確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

一部の連結子会社は、複数事業主制度の厚生年金基金制度に加入しております。連結子会社が加入する厚生年金基金(代行部分を含む。)は総合設立方式であり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

なお、一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

退職給付債務の期首残高	1,758,736	千円
勤務費用	162,423	〃
利息費用	22,863	〃
数理計算上の差異の発生額	130,733	〃
退職給付の支払額	△133,880	〃
退職給付債務の期末残高	1,940,876	〃

(2) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	436,771	千円
退職給付費用	42,147	〃
退職給付の支払額	△48,534	〃
退職給付に係る負債の期末残高	430,384	〃

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	2,371,260	千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,371,260	〃

退職給付に係る負債	2,371,260	千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,371,260	〃

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	162,423	千円
利息費用	22,863	〃
数理計算上の差異の費用処理額	31,319	〃
過去勤務費用の費用処理額	66,103	〃
簡便法で計算した退職給付費用	42,147	〃
その他	16,575	〃
確定給付制度に係る退職給付費用	341,433	〃

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識過去勤務費用	11,017	千円
未認識数理計算上の差異	231,889	〃
合計	242,906	〃

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.7%
-----	------

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、446,112千円であります。

4. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、372,701千円でありま
す。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

平成25年3月31日現在	
年金資産の額(百万円)	159,598
年金財政計算上の給付債務の額(百万円)	164,018
差引額(百万円)	△4,420

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合

平成25年3月31日現在 6.27%

(3) 補足説明

上記の(1)差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高(平成25年3月31日現在8,411百万円)及び繰越不足金(平成25年3月31日現在3,992百万円)であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年元利均等償却であります。

なお、上記(2)の割合は、当社グループの実際の負担割合とは一致しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
(繰延税金資産)		
貸倒引当金	1,554,266千円	1,885,631千円
減価償却費	297,181千円	328,500千円
減損損失	3,341,887千円	3,271,380千円
賞与引当金等	462,349千円	810,302千円
退職給付引当金	661,349千円	—
退職給付に係る負債	—	701,524千円
投資有価証券評価損	996,279千円	678,956千円
税務上の繰越欠損金	8,971,593千円	8,743,981千円
その他	551,836千円	696,361千円
繰延税金資産小計	16,836,744千円	17,116,639千円
評価性引当額	△16,110,091千円	△16,481,472千円
繰延税金資産合計	726,652千円	635,167千円
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	△905,933千円	△1,106,894千円
その他	△398,999千円	△326,732千円
繰延税金負債計	△1,304,933千円	△1,433,627千円
繰延税金資産(負債)の純額	△578,280千円	△798,460千円

2 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
流動資産…繰延税金資産	341,620千円	351,742千円
固定資産…繰延税金資産	227,633千円	162,701千円
流動負債…繰延税金負債	5,755千円	865千円
固定負債…繰延税金負債	1,141,779千円	1,312,038千円

3 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異について、前連結会計年度の38.01%から35.64%に変更されております。

なお、法定実効税率の変更による当連結会計年度末の一時差異等を基礎として繰延税金資産及び繰延税金負債を再計算した場合の影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

当社グループでは、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当連結会計年度(平成26年3月31日現在)

当社グループでは、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

一部の子会社では、東京都その他の地域において、主に、賃貸用のオフィスビル(土地を含む。)を有しております。

平成25年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は254,676千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

平成26年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は256,770千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

		前連結会計年度 (自 平成24年5月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	5,601,582	5,096,670
	期中増減額	△504,911	△91,252
	期末残高	5,096,670	5,005,418
期末時価		6,138,195	6,001,240

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- 2 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な減少は、不動産の売却(416,000千円)、賃貸用のオフィスビルに係る減価償却費(100,189千円)であります。
当連結会計年度の主な減少は、賃貸用のオフィスビルに係る減価償却費(65,603千円)であります。
- 3 期末の時価は、主として不動産鑑定評価基準に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

報告セグメントの決定方法及び各報告セグメントに属する製品及びサービスの内容

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、持株会社として、当社グループの経営戦略・管理並びにそれらに付随する業務を行っており、各事業会社は、グリーン・インフラ事業におけるそれぞれ担当する分野について、国内及び海外における戦略を立案し、その相互作用によって相乗的な事業活動を展開しております。

従って、当社グループは、独立した経営単位である各事業会社を基礎とした事業別セグメントから構成されており、「空間情報コンサルティング」、「グリーンエネルギー」、「グリーンプロパティ」及び「ファイナンシャルサービス事業」の4つを報告セグメントとしております。

「空間情報コンサルティング事業」は、国土管理や環境・防災事業、電子自治体の推進など、空間情報を活用した業務を行っており、「グリーンプロパティ事業」は、土壌汚染関連での環境ソリューション、不動産開発・賃貸、住宅分譲及び太陽光発電施設の設計施工を行っており、「グリーンエネルギー事業」は、太陽光発電施設の開発・運営管理及び売電事業を行っております。また、「ファイナンシャルサービス事業」は、証券業、投信委託・投資顧問業及び金融サービス業等を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメント利益又は損失は、営業利益又は損失ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高または振替高は、外部顧客と同様の一般的な取引条件に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自平成24年5月1日 至平成25年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額 (注) 3
	空間情報コ ンサルティ ング事業	グリーンブ ロパティ事 業	グリーンエ ネルギー事 業	ファイナン シャルサー ビス事業	計				
売上高									
外部顧 客への 売上高	38,264,943	17,590,753	699,818	7,801,867	64,357,382	27,560	64,384,943	—	64,384,943
セグメン ト間の 内部 売上高 又は振 替高	28,047	1,016,488	12,235	586,091	1,642,863	40,124	1,682,988	△1,682,988	—
計	38,292,991	18,607,241	712,053	8,387,959	66,000,246	67,685	66,067,932	△1,682,988	64,384,943
セグメン ト利益又 は損失 (△)	703,387	928,206	△343,528	785,404	2,073,470	△4,544	2,068,925	△571,476	1,497,448
セグメン ト資産	40,099,693	22,913,698	7,470,430	23,448,337	93,932,160	254,636	94,186,797	2,667,108	96,853,905
その他の 項目									
減価償却 費	697,546	221,517	206,980	69,166	1,195,210	35	1,195,246	—	1,195,246
のれん償 却額	—	151,035	59	—	151,095	—	151,095	—	151,095
有形固定 資産及び 無形固定 資産の増 加額	364,670	44,682	1,988,443	18,322	2,416,119	2	2,416,122	—	2,416,122

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険代理店業務等であります。

2 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント損失の調整額は、セグメント間取引消去です。

(2) セグメント資産の調整額は全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない投資有価証券であります。

3 セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント					計	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額 (注) 3
	空間情報コ ンサルティ ング事業	グリーンブ ロパティ事 業	グリーンエ ネルギー事 業	ファイナン シャルサー ビス事業						
売上高										
外部顧 客への 売上高	40,348,990	21,269,671	1,326,467	11,371,647	74,316,776	29,798	74,346,574	—	74,346,574	
セグメ ント間 の内部 売上高 又は振 替高	35,330	1,061,383	1,014	467,193	1,564,922	42,697	1,607,619	△1,607,619	—	
計	40,384,321	22,331,054	1,327,482	11,838,840	75,881,698	72,495	75,954,194	△1,607,619	74,346,574	
セグメン ト利益又 は損失 (△)	1,171,863	847,525	△208,045	3,107,945	4,919,288	548	4,919,837	△441,013	4,478,824	
セグメン ト資産	39,646,219	24,520,880	16,282,808	26,798,159	107,248,067	189,602	107,437,670	1,325,872	108,763,542	
その他の 項目										
減価償却 費	690,469	170,236	376,043	37,629	1,274,380	0	1,274,380	—	1,274,380	
有形固定 資産及び 無形固定 資産の増 加額	262,410	447,548	7,104,116	51,988	7,866,063	0	7,866,064	—	7,866,064	

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険代理店業務等であります。
- 2 調整額は、以下のとおりであります。
- (1) セグメント損失の調整額は、セグメント間取引消去です。
- (2) セグメント資産の調整額は全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない投資有価証券であります。
- 3 セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に分類した額が、連結損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

前連結会計年度(自平成24年5月1日 至平成25年3月31日)

(単位：千円)

日本	欧州	その他	合計
11,392,608	3,427,197	12,171	14,831,977

当連結会計年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

(単位：千円)

日本	欧州	その他	合計
17,951,219	3,571,987	325,104	21,848,311

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自平成24年5月1日 至平成25年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント					その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	空間情報 コンサルティング 事業	グリーン プロパティ 事業	グリーン エネルギー 事業	ファイナ ンシャル サービス 事業	計				
減損損失	—	—	—	64,736	64,736	—	64,736	—	64,736

当連結会計年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント					その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	空間情報 コンサルティング 事業	グリーン プロパティ 事業	グリーン エネルギー 事業	ファイナ ンシャル サービス 事業	計				
減損損失	1,877	—	—	25,997	27,875	—	27,875	—	27,875

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自平成24年5月1日 至平成25年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント					その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	空間情報コンサルティング事業	グリーンプロパティ事業	グリーンエネルギー事業	ファイナンシャルサービス事業	計				
当期のれん償却額	—	151,035	59	—	151,095	—	151,095	—	151,095
当期末のれん残高	—	—	—	—	—	—	—	—	—

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント					その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	空間情報コンサルティング事業	グリーンプロパティ事業	グリーンエネルギー事業	ファイナンシャルサービス事業	計				
当期負ののれん償却額	—	32,449	—	56,835	89,285	—	89,285	3,004	92,290
当期末負ののれん残高	—	9,529	—	205,018	214,547	—	214,547	2,731	217,279

当連結会計年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

該当事項はありません。

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント					その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	空間情報コンサルティング事業	グリーンプロパティ事業	グリーンエネルギー事業	ファイナンシャルサービス事業	計				
当期負ののれん償却額	—	9,529	—	—	9,529	—	9,529	2,731	12,260
当期末負ののれん残高	—	—	—	205,018	205,018	—	205,018	—	205,018

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自平成24年5月1日 至平成25年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント					その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	空間情報 コンサルティング 事業	グリーン プロパティ 事業	グリーン エネルギー 事業	ファイナ ンシャル サービス 事業	計				
負ののれん発生益	—	41,940	—	422,460	464,401	—	464,401	—	464,401

- (注) 1 「グリーンプロパティ事業」セグメントにおいて、株式会社KHCが自己株式として株式5,000株を追加取得しております。なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、41,940千円であります。
- 2 「ファイナンシャルサービス事業」セグメントにおいて、琉球ホールディングズ株式会社の株式1,368,989株を株式交換により追加取得しております。なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、97,226千円であります。
- 3 「ファイナンシャルサービス事業」セグメントにおいて、多摩証券株式会社の株式1,341,913株を追加取得し、連結子会社としたことに伴い、負ののれん発生益204,054千円を計上しております。また、674,127株を株式交換により追加取得し、完全子会社としたことに伴い、負ののれん発生益121,179千円を計上しております。

当連結会計年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成24年5月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	744.59円	823.96円
1株当たり当期純利益金額	40.61円	96.52円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	—	96.06円

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 当社は平成25年10月1日を効力発生日として1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益額を算定しております。
3. 「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。
この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が、9.29円減少しております。
4. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成24年5月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	1,038,271	2,507,316
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,038,271	2,507,316
普通株式の期中平均株式数(株)	2,556,899	25,976,304
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	125,765
(うち新株予約権)(株)	—	(125,765)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	新株予約権4種類(新株予約権の数47,575個) 普通株式4,757,500株

5. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度末 (平成25年3月31日)	当連結会計年度末 (平成26年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	19,363,848	22,496,445
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	64,194	945,769
(うち新株予約権(千円))	—	(34,783)
(うち少数株主持分(千円))	(64,194)	(910,986)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	19,299,654	21,550,676
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	25,919,820	26,155,106

(重要な後発事象)

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

新株予約権(ストックオプション)の発行

当社は、平成26年6月16日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対して、新株予約権を発行することを決議いたしました。

なお、詳細につきましては「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(9)ストックオプション制度の内容」に記載しております。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
日本アジアグループ(株)	第116回普通社債	平成24年 4月25日	940,000	— (—)	5.29	なし	平成25年 4月25日
日本アジアグループ(株)	第123回普通社債	平成24年 5月31日	660,000	— (—)	5.29	なし	平成25年 5月31日
日本アジアグループ(株)	第127回普通社債	平成24年 6月29日	980,000	— (—)	5.29	なし	平成25年 6月28日
日本アジアグループ(株)	第128回普通社債	平成24年 7月27日	860,000	— (—)	4.44	なし	平成25年 7月26日
日本アジアグループ(株)	第131回普通社債	平成24年 8月31日	880,000	— (—)	4.43	なし	平成25年 8月30日
日本アジアグループ(株)	第133回普通社債	平成24年 9月27日	450,000	— (—)	4.35	なし	平成25年 5月28日
日本アジアグループ(株)	第134回普通社債	平成24年 9月27日	270,000	— (—)	4.39	なし	平成25年 7月29日
日本アジアグループ(株)	第136回普通社債	平成24年 9月28日	280,000	— (—)	4.43	なし	平成25年 9月27日
日本アジアグループ(株)	第139回普通社債	平成24年 10月29日	520,000	— (—)	4.43	なし	平成25年 10月29日
日本アジアグループ(株)	第141回普通社債	平成24年 11月28日	480,000	— (—)	4.42	なし	平成25年 11月28日
日本アジアグループ(株)	第143回普通社債	平成24年 11月29日	220,000	— (—)	4.38	なし	平成25年 9月30日
日本アジアグループ(株)	第144回普通社債	平成24年 11月30日	450,000	— (—)	4.24	なし	平成25年 4月30日
日本アジアグループ(株)	第145回普通社債	平成24年 12月27日	960,000	— (—)	4.42	なし	平成25年 12月27日
日本アジアグループ(株)	第147回普通社債	平成24年 12月28日	380,000	— (—)	4.36	なし	平成25年 9月26日
日本アジアグループ(株)	第148回普通社債	平成25年 1月29日	1,150,000	— (—)	4.14	なし	平成25年 4月26日
日本アジアグループ(株)	第149回普通社債	平成25年 1月30日	980,000	— (—)	4.40	なし	平成26年 1月30日
日本アジアグループ(株)	第150回普通社債	平成25年 2月26日	540,000	— (—)	4.21	なし	平成25年 7月30日
日本アジアグループ(株)	第151回普通社債	平成25年 2月27日	980,000	— (—)	4.39	なし	平成26年 2月27日
日本アジアグループ(株)	第152回普通社債	平成25年 2月28日	1,300,000	— (—)	4.12	なし	平成25年 5月29日
日本アジアグループ(株)	第153回普通社債	平成25年 2月28日	540,000	— (—)	4.33	なし	平成25年 11月27日
日本アジアグループ(株)	第154回普通社債	平成25年 3月28日	1,000,000	— (—)	4.20	なし	平成25年 6月28日
日本アジアグループ(株)	第155回普通社債	平成25年 3月26日	960,000	— (—)	4.34	なし	平成26年 3月26日
日本アジアグループ(株)	第156回普通社債	平成25年 3月29日	240,000	— (—)	4.17	なし	平成25年 8月29日
日本アジアグループ(株)	第157回普通社債	平成25年 3月29日	200,000	— (—)	4.32	なし	平成26年 2月28日
日本アジアグループ(株)	第158回普通社債	平成25年 4月25日	—	860,000 (860,000)	4.33	なし	平成26年 4月25日
日本アジアグループ(株)	第163回普通社債	平成25年 5月31日	—	660,000 (660,000)	4.32	なし	平成26年 5月30日
日本アジアグループ(株)	第165回普通社債	平成25年 6月28日	—	960,000 (960,000)	3.72	なし	平成26年 6月27日
日本アジアグループ(株)	第166回普通社債	平成25年 7月26日	—	840,000 (840,000)	3.72	なし	平成26年 7月25日

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
日本アジアグループ(株)	第167回普通社債	平成25年 7月29日	—	240,000 (240,000)	3.68	なし	平成26年 5月29日
日本アジアグループ(株)	第172回普通社債	平成25年 8月30日	—	860,000 (860,000)	3.72	なし	平成26年 8月29日
日本アジアグループ(株)	第175回普通社債	平成25年 9月30日	—	820,000 (820,000)	3.72	なし	平成26年 9月30日
日本アジアグループ(株)	第176回普通社債	平成25年 10月29日	—	520,000 (520,000)	3.71	なし	平成26年 10月29日
日本アジアグループ(株)	第180回普通社債	平成25年 11月27日	—	200,000 (200,000)	3.65	なし	平成26年 8月27日
日本アジアグループ(株)	第181回普通社債	平成25年 11月28日	—	820,000 (820,000)	3.71	なし	平成26年 11月28日
日本アジアグループ(株)	第182回普通社債	平成25年 11月29日	—	330,000 (330,000)	3.54	なし	平成26年 4月30日
日本アジアグループ(株)	第183回普通社債	平成25年 12月26日	—	480,000 (480,000)	3.14	なし	平成26年 5月26日
日本アジアグループ(株)	第184回普通社債	平成25年 12月27日	—	960,000 (960,000)	3.31	なし	平成26年 12月26日
日本アジアグループ(株)	第186回普通社債	平成26年 1月29日	—	240,000 (240,000)	3.14	なし	平成26年 6月30日
日本アジアグループ(株)	第187回普通社債	平成26年 1月30日	—	980,000 (980,000)	3.31	なし	平成27年 1月30日
日本アジアグループ(株)	第188回普通社債	平成26年 1月31日	—	1,000,000 (1,000,000)	3.05	なし	平成26年 4月28日
日本アジアグループ(株)	第189回普通社債	平成26年 2月25日	—	420,000 (420,000)	3.14	なし	平成26年 7月28日
日本アジアグループ(株)	第190回普通社債	平成26年 2月27日	—	980,000 (980,000)	3.31	なし	平成27年 2月27日
日本アジアグループ(株)	第191回普通社債	平成26年 2月27日	—	1,100,000 (1,100,000)	3.05	なし	平成26年 5月27日
日本アジアグループ(株)	第192回普通社債	平成26年 2月28日	—	300,000 (300,000)	3.25	なし	平成26年 11月27日
日本アジアグループ(株)	第193回普通社債	平成26年 3月26日	—	960,000 (960,000)	3.30	なし	平成27年 3月26日
日本アジアグループ(株)	第194回普通社債	平成26年 3月27日	—	1,000,000 (1,000,000)	3.05	なし	平成26年 6月26日

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)KHC及び 同社子会社	無担保社債 計11銘柄	平成19年 12月25日 ～ 平成26年 2月25日	1,025,000	1,109,000 (496,000)	0.75	なし	平成26年 5月28日 ～ 平成30年 9月27日
国際環境ソリューショ ンズ(株)	無担保社債	平成25年 9月30日	—	180,000 (40,000)	0.34	なし	平成30年 9月28日
合計	—	—	17,245,000	16,819,000 (16,066,000)	—	—	—

- (注) 1 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。
2 (株)KHC及び同社子会社が発行した無担保社債計11銘柄の「利率」については、社債の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
3 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定の総額は以下のとおりであります。

1年以内(千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
16,066,000	277,000	306,000	120,000	50,000

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	17,528,190	14,921,300	1.48	—
1年以内に返済予定の長期借入金	2,228,169	6,630,398	2.69	—
1年以内に返済予定のリース債務	194,775	259,402	2.80	—
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く。)	11,023,670	11,631,992	2.72	平成27年～平成42年
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く。)	355,233	1,536,073	3.41	平成27年～平成41年
その他有利子負債 信用取引負債(信用取引借入金)	5,809,004	6,484,665	0.97	—
計	37,139,043	41,463,832	—	—

- (注) 1 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	4,102,264	1,616,354	764,947	638,155
リース債務	235,260	178,928	131,318	117,819

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	12,517,890	29,530,649	48,368,464	74,346,574
税金等調整前四半期(当期)純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額(△) (千円)	△121,489	487,610	1,259,704	3,980,794
四半期(当期)純利益金額又は四半期純損失金額(△) (千円)	△408,515	199,313	547,475	2,507,316
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△) (円)	△157.61	7.69	21.12	96.52

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△) (円)	△157.61	23.45	13.44	74.93

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,185,878	107,189
前払費用	23,569	17,353
関係会社短期貸付金	※1 3,061,005	※1 4,996,359
その他	143,230	284,889
流動資産合計	4,413,683	5,405,791
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	7,627	7,897
減価償却累計額	△1,046	△2,147
建物及び構築物（純額）	6,581	5,749
工具、器具及び備品	2,108	1,700
減価償却累計額	△1,164	△982
減損損失累計額	△137	△137
工具、器具及び備品（純額）	807	580
有形固定資産合計	7,389	6,330
無形固定資産		
ソフトウェア	320	1,635
その他	226	226
無形固定資産合計	546	1,861
投資その他の資産		
関係会社株式	13,430,929	13,430,929
関係会社長期貸付金	5,502	-
長期未収入金	500,000	387,000
破産更生債権等	29,487	29,487
敷金及び保証金	63,513	9,267
その他	500	0
貸倒引当金	△29,786	△29,396
投資その他の資産合計	14,000,146	13,827,287
固定資産合計	14,008,082	13,835,479
資産合計	18,421,766	19,241,270
負債の部		
流動負債		
関係会社短期借入金	-	※2 1,400,000
1年内償還予定の社債	16,220,000	15,530,000
未払金	※5 399,094	293,975
未払費用	269,262	209,520
未払法人税等	2,186	13,866
賞与引当金	27,067	30,182
役員賞与引当金	47,000	22,080
その他	46,412	60,585
流動負債合計	17,011,022	17,560,209
固定負債		
長期未払金	※5 255,344	191,730
固定負債合計	255,344	191,730
負債合計	17,266,366	17,751,940

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,800,000	3,892,792
資本剰余金		
資本準備金	8,435,550	8,528,342
その他資本剰余金	2,737,863	2,737,863
資本剰余金合計	11,173,414	11,266,206
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△13,818,014	△13,698,904
利益剰余金合計	△13,818,014	△13,698,904
自己株式	-	△5,547
株主資本合計	1,155,399	1,454,547
新株予約権	-	34,783
純資産合計	1,155,399	1,489,330
負債純資産合計	18,421,766	19,241,270

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)
売上高	※1 1,568,656	※1 2,269,418
売上総利益	1,568,656	2,269,418
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	69,846	25,176
旅費及び交通費	45,438	51,878
役員報酬	209,600	266,250
給料及び手当	279,241	225,675
賞与引当金繰入額	27,067	30,182
役員賞与引当金繰入額	47,000	22,080
退職給付費用	20,796	7,897
法定福利費	63,657	47,928
業務委託費	72,425	40,452
租税公課	4,515	12,887
賃借料	133,112	40,785
支払手数料	23,736	30,999
報酬顧問料	96,622	234,828
減価償却費	1,518	1,476
その他	163,631	129,037
販売費及び一般管理費合計	1,258,209	1,167,537
営業利益	310,447	1,101,881
営業外収益		
受取利息	※1 66,976	※1 115,759
その他	1,860	1,580
営業外収益合計	68,836	117,339
営業外費用		
支払利息	14,031	12,173
社債利息	655,692	632,041
社債発行費	※1 567,100	※1 443,900
その他	10,993	2,901
営業外費用合計	1,247,816	1,091,016
経常利益又は経常損失(△)	△868,533	128,204
特別損失		
投資有価証券売却損	3,239	-
事務所移転費用	38,537	-
特別損失合計	41,776	-
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△910,310	128,204
法人税、住民税及び事業税	1,484	9,094
法人税等合計	1,484	9,094
当期純利益又は当期純損失(△)	△911,794	119,109

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年 5月 1日 至 平成25年 3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	3,800,000	8,435,550	2,737,863	11,173,414	△12,906,219	△12,906,219
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)						
当期純損失(△)					△911,794	△911,794
自己株式の取得						
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	△911,794	△911,794
当期末残高	3,800,000	8,435,550	2,737,863	11,173,414	△13,818,014	△13,818,014

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	—	2,067,194	△5,255	△5,255	—	2,061,939
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)		—				—
当期純損失(△)		△911,794				△911,794
自己株式の取得	—	—				—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			5,255	5,255	—	5,255
当期変動額合計	—	△911,794	5,255	5,255	—	△906,539
当期末残高	—	1,155,399	—	—	—	1,155,399

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	3,800,000	8,435,550	2,737,863	11,173,414	△13,818,014	△13,818,014
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	92,792	92,792		92,792		—
当期純利益				—	119,109	119,109
自己株式の取得				—		—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				—		—
当期変動額合計	92,792	92,792	—	92,792	119,109	119,109
当期末残高	3,892,792	8,528,342	2,737,863	11,266,206	△13,698,904	△13,698,904

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	—	1,155,399	—	—	—	1,155,399
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)		185,585				185,585
当期純利益		119,109				119,109
自己株式の取得	△5,547	△5,547				△5,547
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)		—	—	—	34,783	34,783
当期変動額合計	△5,547	299,147	—	—	34,783	333,930
当期末残高	△5,547	1,454,547	—	—	34,783	1,489,330

【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。

- 2 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法を採用しております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10～15年
工具、器具及び備品	5～10年
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
 - イ 自社利用のソフトウェア
社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

- 3 繰延資産の処理方法
社債発行費
支出時に全額費用処理しております。

- 4 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

- 5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(追加情報)

(連結納税制度の適用)

当社は、平成26年4月1日に開始する事業年度より当社を親会社とする連結納税制度の適用を受けることについてみなし承認を受けましたので、当事業年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(企業会計基準委員会実務対応報告第5号平成23年3月18日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(企業会計基準委員会実務対応報告第7号平成22年6月30日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

(貸借対照表関係)

※1 貸出コミットメント契約(貸手側)

当社は、関係会社4社との間に、極度貸付契約を締結しております。当契約に係る貸出未実行残高は次のとおりです。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
貸付極度額の総額	9,500,000千円	12,280,000千円
貸付実行残高	3,050,000千円	4,996,359千円
差引額	6,450,000千円	7,283,640千円

なお、上記極度貸付契約については、借入金の使途、財政状態から必要資金を把握し、その限度内で貸出をしているため、必ずしも全額が実行されるものではありません。

※2 貸出コミットメント契約(借手側)

運転資金の効率的な調達を行うため、関係会社2社と極度貸付契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
借入極度額の総額	8,000,000千円	8,000,000千円
借入実行残高	—千円	1,400,000千円
差引額	8,000,000千円	6,600,000千円

3 担保に供している資産及び担保付き債務

該当事項はありません。

4 偶発債務

次の関係会社について、債務保証を行っております。

前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
国際航業(株)	9,100,000千円	借入金	国際航業(株) 6,750,000千円
JAG香川ソーラー 開発合同会社	767,348千円	土地賃貸借 契約、工事 請負契約	JAG香川ソーラー 開発合同会社 635,392千円
JAG香川ソーラー 開発2号合同会社	204,823千円	土地賃貸借 契約	JAG香川ソーラー 開発2号合同会社 196,393千円
—	—千円	—	東近江ソーラーウェ イ合同会社 731,160千円
—	—千円	—	国際ランド&ディベ ロップメント(株) 114,000千円
計	10,072,171千円	計	8,426,945千円

※5 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
固定負債		
未払金	317,317千円	—千円
長期未払金	254,000千円	—千円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。

	前事業年度 (自 平成24年5月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高	1,568,656千円	2,269,418千円
受取利息	55,213千円	104,522千円
社債発行費	567,100千円	443,900千円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成25年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度(平成26年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成25年3月31日	平成26年3月31日
子会社株式	13,430,929	13,430,929

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
(繰延税金資産)		
貸倒引当金	10,615千円	10,476千円
賞与引当金	10,288千円	10,757千円
減損損失	33,640千円	28,875千円
未払金	23,426千円	8,231千円
投資有価証券評価損	3,781,732千円	3,781,732千円
税務上の繰越欠損金	3,938,937千円	3,447,413千円
その他	11,559千円	5,179千円
繰延税金資産小計	7,810,200千円	7,292,666千円
評価性引当額	△7,810,200千円	△7,292,666千円
繰延税金資産合計	—千円	—千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	—	38.01%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	3.91%
役員賞与損金不算入額	—	13.48%
住民税均等割等	—	0.94%
評価性引当額の増減	—	△49.14%
その他	—	△0.13%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	7.07%

(注) 前事業年度は、税引前当期純損失を計上したため記載を省略しております。

3. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.01%から35.64%に変更されております。

この税率変更による影響はありません。

(重要な後発事象)

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社は、平成26年6月16日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対して、新株予約権を発行することを決議いたしました。

なお、詳細につきましては「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(9) ストックオプション制度の内容」に記載しております。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期末減損 損失累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産								
建物及び構築物	7,627	270	—	7,897	2,147	—	1,101	5,749
工具、器具及び 備品	2,108	—	408	1,700	982	137	189	580
有形固定資産計	9,736	270	408	9,598	3,130	137	1,291	6,330
無形固定資産								
ソフトウェア	800	1,500	—	2,300	664	—	185	1,635
電話加入権	226	—	—	226	—	—	—	226
無形固定資産計	1,026	1,500	—	2,526	664	—	185	1,861

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	29,786	—	390	—	29,396
賞与引当金	27,067	30,182	27,067	—	30,182
役員賞与引当金	47,000	22,080	47,000	—	22,080

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	当社の株式取扱規程に定める額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は以下の当社ホームページに掲載しております。 公告掲載URL http://www.japanasiagroup.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 平成25年6月27日開催の第26回定時株主総会において、平成25年10月1日を効力発生日として単元未満株式に係る次の権利以外の権利を行使することができない旨の定款変更を決議しております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第26期)(自 平成24年5月1日 至 平成25年3月31日)平成25年6月27日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成25年6月27日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第27期第1四半期)(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)平成25年8月14日関東財務局長に提出

(第27期第2四半期)(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)平成25年11月13日関東財務局長に提出

(第27期第3四半期)(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)平成26年2月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書

平成25年6月28日関東財務局長に提出

(5) 有価証券届出書(参照方式)及びその添付書類

第三者割当による新株予約権の発行

平成25年12月10日関東財務局長に提出

有償ストック・オプション制度に伴う新株予約権発行

平成26年6月16日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月25日

日本アジアグループ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 一 宏 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三宅 孝 典 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本アジアグループ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アジアグループ株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本アジアグループ株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日本アジアグループ株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年 6月25日

日本アジアグループ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 一 宏 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三宅 孝 典 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本アジアグループ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アジアグループ株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月26日
【会社名】	日本アジアグループ株式会社
【英訳名】	Japan Asia Group Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 山下 哲 生
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 米村 貢一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区六番町2番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役会長兼社長である山下哲生及び最高財務責任者である取締役米村貢一は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

(1) 評価の基準日

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成26年3月31日を基準日として行われております。

(2) 評価の基準

財務報告に係る内部統制の評価に当たっては、わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

(3) 評価の手続き

本評価においては、連結ベースの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定した業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって内部統制の有効性に関する評価を行っております。

(4) 評価の範囲

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の売上高を指標とし、連結売上高の概ね3分の2に達している事業拠点を重要な事業拠点としております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、重要な虚偽表示の発生可能性が高く見積もりや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスについても、財務報告への影響を勘案して評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、平成26年3月31日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月26日
【会社名】	日本アジアグループ株式会社
【英訳名】	Japan Asia Group Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 山下 哲生
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 米村 貢一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区六番町2番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長兼社長山下哲生及び当社最高財務責任者米村貢一は、当社の第27期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。